

# せたな町財政計画

計画期間：令和3年度 ～ 令和12年度

せたな町財政課

令和3年3月

## 目 次

◆ はじめに	P1
◆ 計画期間と対象会計	P1
◆ 留意事項	P1
◆ 町の財政状況	
普通会計の歳入歳出決算状況の推移	P2
歳入の状況について	P3
町税の推移	P4
歳出の状況について	P5
人件費の推移	P6
物件費の推移	P7
維持補修費の推移	P7
普通建設費の推移	P8
普通交付税の推移	P9
段階的な縮減の影響	P10
特別交付税の推移	P10
臨時財政対策債の推移	P11
地方債の推移	P12～13
基金の推移	P14
特定目的基金の状況	P15～19
定額運用基金の状況	P19
繰出金の推移	P20
国保病院への繰出について	P21
一部事務組合負担金について	P22
経常収支比率の推移	P23
実質収支比率の推移	P24
財政力指数の推移	P24
公債費負担比率の推移	P25
財政健全化判断比率の推移	P25
実質公債費比率の推移	P26
将来負担比率の推移	P27
財政健全化判断比率とは	P28
歳入歳出の推計方法	P29～31
◆ 財政計画	P32～33
◆ おわりに	P34

## はじめに

平成 17 年 9 月 1 日に大成町、瀬棚町、北檜山町が合併し「せたな町」が誕生しましたが、平成 17 年度せたな町決算の財政指標数値を受け、厳しい財政事情を見据えて平成 18 年 7 月 31 日に「財政非常事態宣言」し、徹底した歳出の節減、事務事業の見直し、町債の繰上償還、職員給与の独自削減など財政の健全化に取り組んだ結果、財政指標の改善や基金からの借入金を解消できたことから、平成 23 年 9 月には 5 年間に及んだ「財政非常事態宣言」を解除することができました。

たしかに、この 15 年間の間に施設等インフラ整備が進み町民の皆さんが住みよいまちづくりは進んできましたが、一方で施設の統廃合や事業の見直しなどが、進んでいない部分もあり合併したことのメリットを生かし切れていない現状もあります。

令和 3 年度から普通交付税は一本算定に移行され、本当の意味での一つの町として『せたな町』のスタートとなりますが、令和 2 年度実施による国勢調査による人口減少や令和 7 年度に合併特例債発行期限が終了となるなど、非常に厳しい財政運営が今後、待ち受けています。

このことから、町民サービスの水準を維持するためにも投資的経費の縮減と徹底した経費の削減に取り組み、持続可能な行財政運営を進めるための指針等として『財政計画』を策定するものであります。

### ◆計画の期間と対象会計

- ① 令和 3 年から令和 12 年度までの 10 年間とする。  
前半 5 年間を「前期計画期間」、後半 5 年間を「後期計画期間」とする。  
(毎年、前年度決算状況等が確定してから収支の推計を修正する。)
- ② 対象とする会計は、一般会計とする。

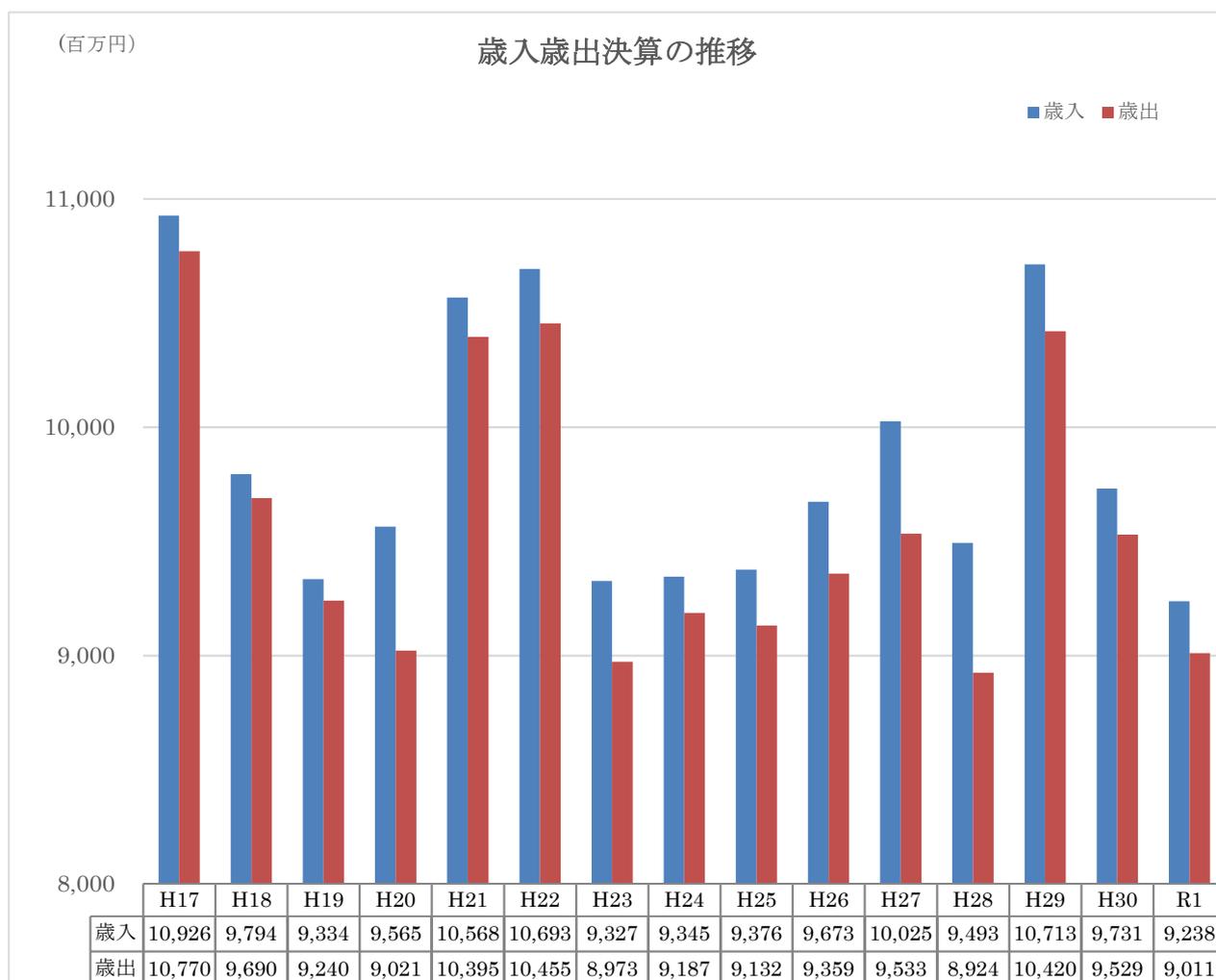
### ◆留意事項

- ① 本推計は一定の仮定をもとに、今後 10 年間の歳入歳出総額について「全体像のイメージ」を推計したものです。  
※推計の考え方は P29～31 のとおり
- ② 景気動向、税制改正及び社会保障制度の改正等の影響により、今後作成する推計については、大きく変動する可能性があります。

## 歳入歳出決算状況の推移

平成 17 年度～平成 30 年度までの財政状況調査（決算カード）を基にした歳入歳出の決算状況は次のとおりであります。

平成 18 年度決算の歳出では、96 億 9,000 万円、令和元年度は 90 億 1,100 万円となっており、合併してから 90 億円～100 億円台で推移している状況となっている。



○平成 21 年度の主な増は、国の緊急経済対策による地域活性化・経済危機対策事業 468,324 千円、地域活性化・生活対策事業 258,433 千円（H20 繰越明許費）、定額給付金給付事業 165,642 千円（H20 繰越明許費）の実施によるもの。

○平成 22 年度の主な増額は、国の緊急経済対策による地域活性化・きめ細かな交付金事業 42,572 千円（149,596 千円はH23 年度へ繰越）、地域活性化・経済危機対策事業 788,000 千円（H21 年度繰越明許費）、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業 253,018 千円（H21 繰越明許費）の実施によるもの。

○平成 29 年度は、瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築事業 613,686 千円、認定こども園建設事業 801,523 千円、せたな町生涯学習センター整備事業 176,040 千円により増となっている。

## 歳入の状況について

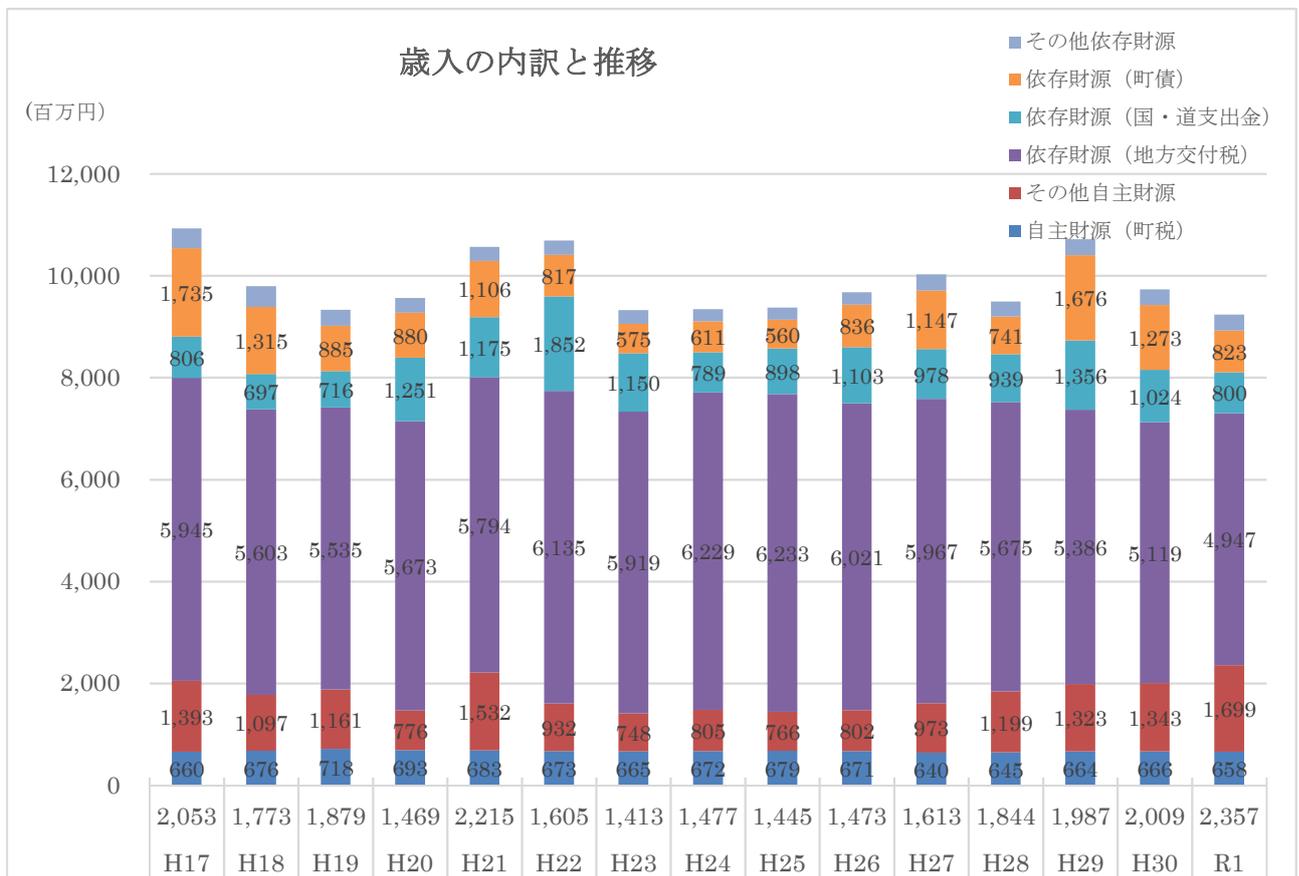
歳入には様々な種類がありますが、大きく分けて「自主財源」と「依存財源」に分かれます。

自主財源とは、地方税、使用料及び手数料等、地方公共団体が自主的に収入するもので、地方財政の自主性を高めるため、自主財源の確保が求められています。

また、依存財源とは、地方交付税、国庫支出金、道支出金、地方債など国や道の意志決定により収入されるもので町独自で定めることができないものです。

それぞれの性質の財源の推移をみると自主財源は、地方交付税優遇措置の縮減による減少や大型事業による予算規模の拡大などが影響し、基金からの繰入金の割合が年々増加しています。

一方、依存財源は、大型の建設事業などにより左右されることから、年度間で大きな差があり、平成21年度は国の緊急経済対策によるインフラ整備、29年度は、瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築事業、認定こども園建設事業など国道支出金や町債の割合が増加しています。



自主・依存財源の割合

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
自主財源	18.8%	18.1%	20.1%	15.4%	21.0%	15.0%	15.1%	15.8%	15.4%	15.2%	16.1%	19.4%	18.5%	20.6%	25.5%
依存財源	81.2%	81.9%	79.9%	84.6%	79.0%	85.0%	84.9%	84.2%	84.6%	84.8%	83.9%	80.6%	81.5%	79.4%	74.5%

## 町税の推移

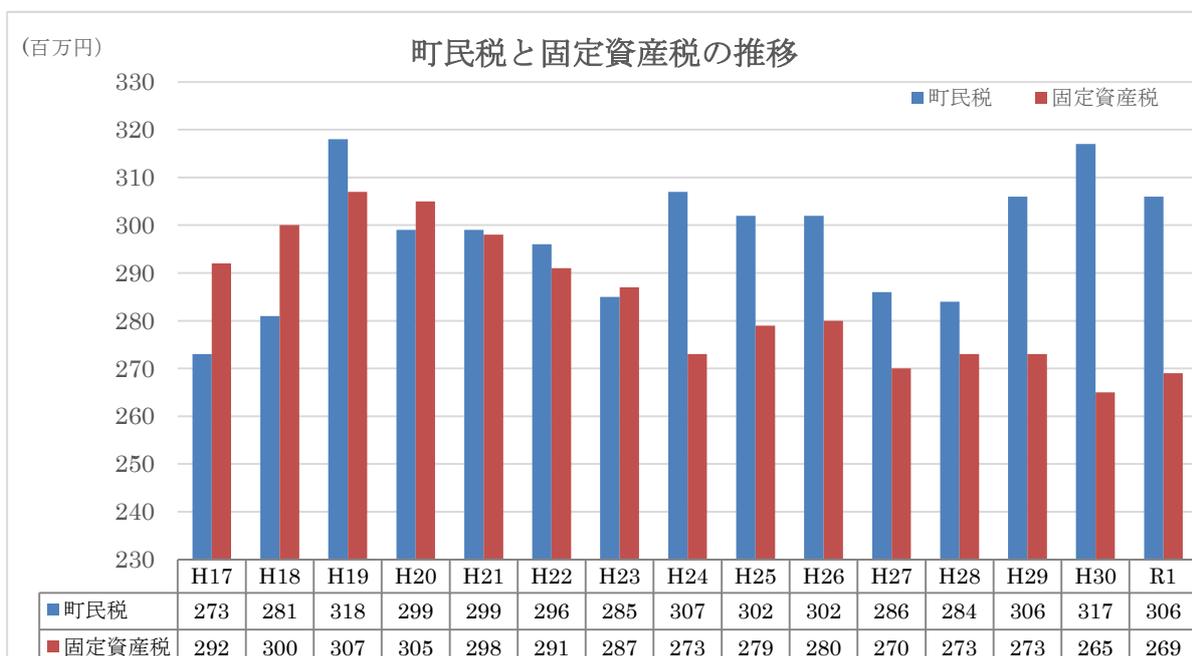
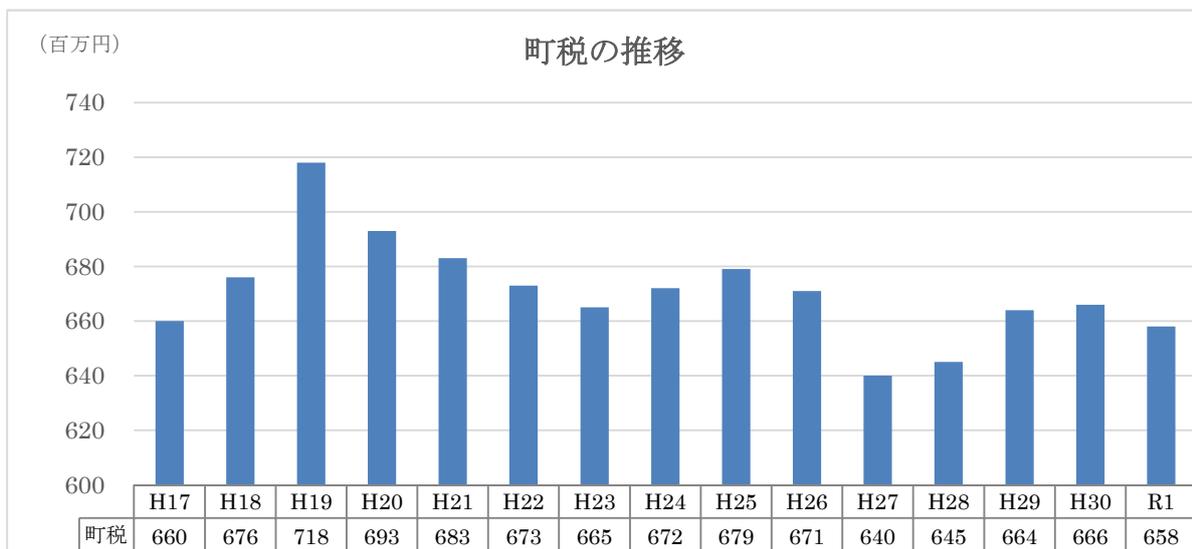
町税は、住民と企業が直接収めている税金で景気の悪化や、人口が減少していくと税金も減っていくことが、一番の問題であります。

平成19年度の7億1,800万円をピークに減少している状況であります。

町民税の約90%を占めるのは町民税（個人）所得割となりますが、これは住民個人の所得に比例し収めてもらう税金で、個人均等割は所得に関係なく人数割となっており金額としては全体の4%ほどで大きくありません。法人町民税均等割は企業が納める町民税で約4,000万円台で推移しています。このことからわかるとおり住民個人が払っている税金の方が高い状況となっています。そのため、企業の業績で大きく左右されることありませんが、少子高齢化で人口が減少していくと町民税（個人）所得割）が減り自主財源の確保への影響は大きいこととなります。

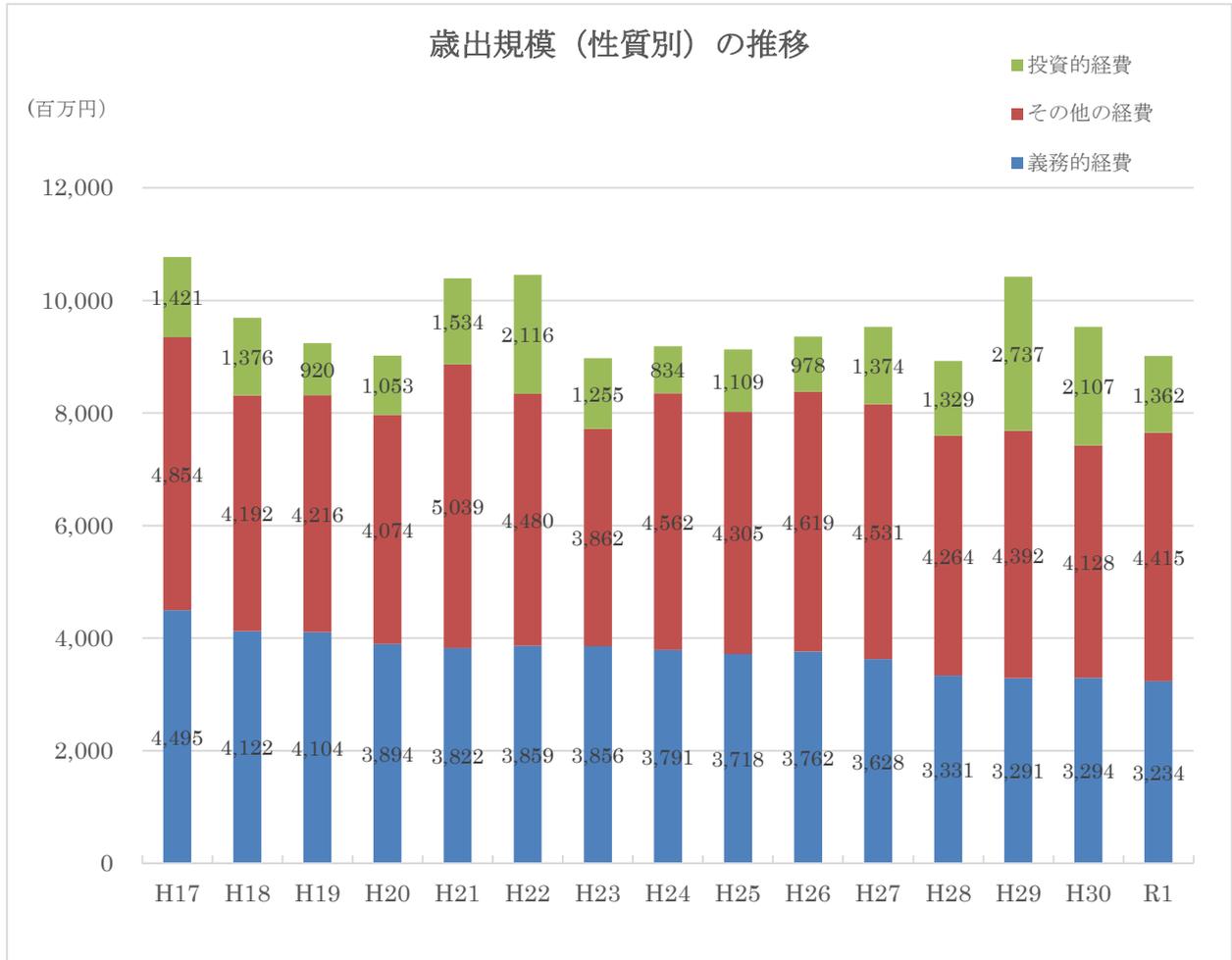
固定資産税は、住民・企業が所有している資産（土地・建物）に対して課せられる税金であります。

3年毎に行われる評価替によりその時価に応じた評価額（土地・建物の適正な価格に見直す制度）に見直されますが、当町では空き家対策として除却補助事業による空き家の解体が増えていることから減少が見込まれています。また、償却資産は、施設が古くなれば減価償却となるため減少している状況であります。



## 歳出の状況について

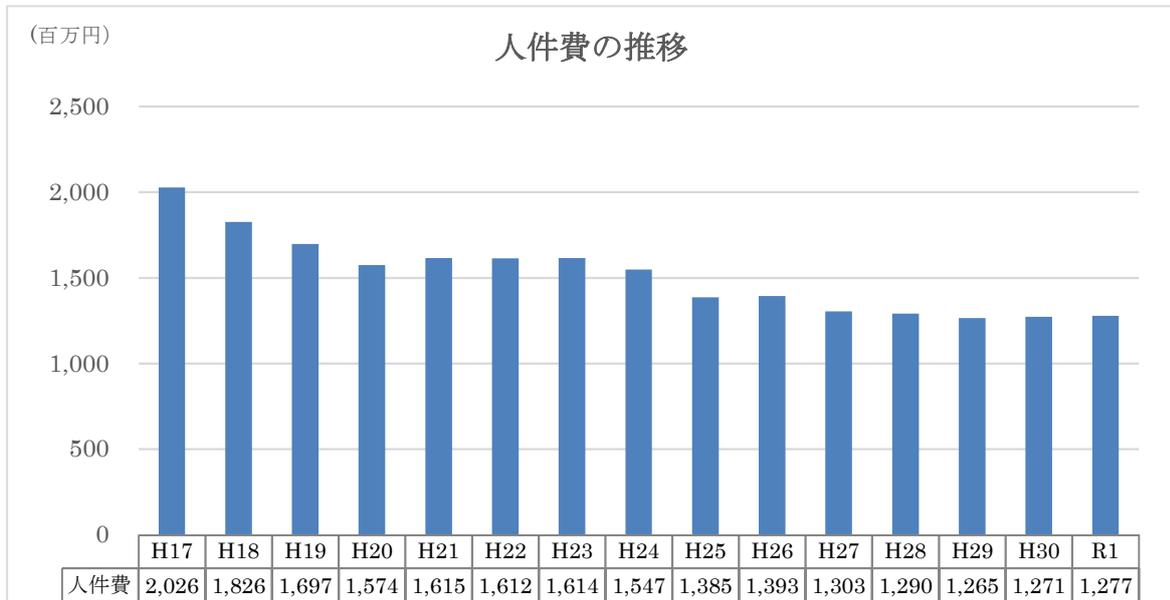
歳出には様々な見方や種類があります。性質別には大きく経常的経費と投資的経費に分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。義務的経費は、法令の規定や、その性質上必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できない経費であり、この義務的経費の割合が多くなると、他の経費に充てる財源がなくなってしまうことになります。



## 人件費の推移

人件費については、議員等の報酬、特別職と一般職の給与、共済費などで構成されています。人件費は、扶助費、公債費と共に義務的経費とされており、経常的経費となっています。

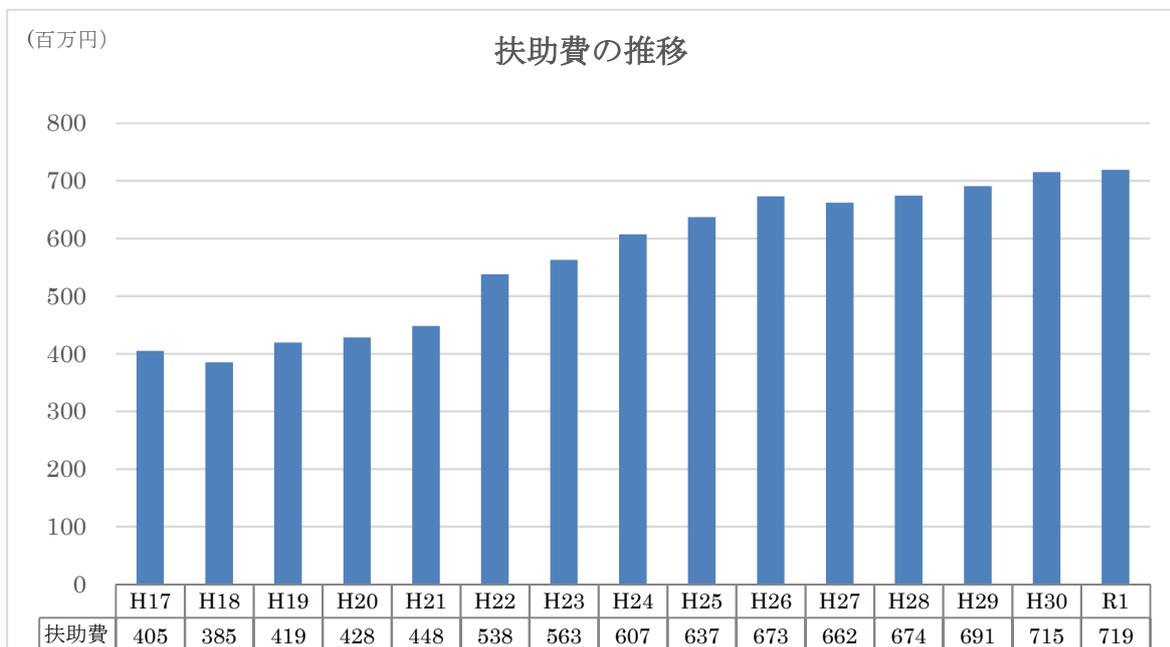
人件費は、合併後の定員適正化計画や組織機構の見直しなどにより減少傾向となっています。令和元年度決算では、平成 17 年度のピーク時と比較し、7 億 4,900 万円の減となっています。



## 扶助費の推移

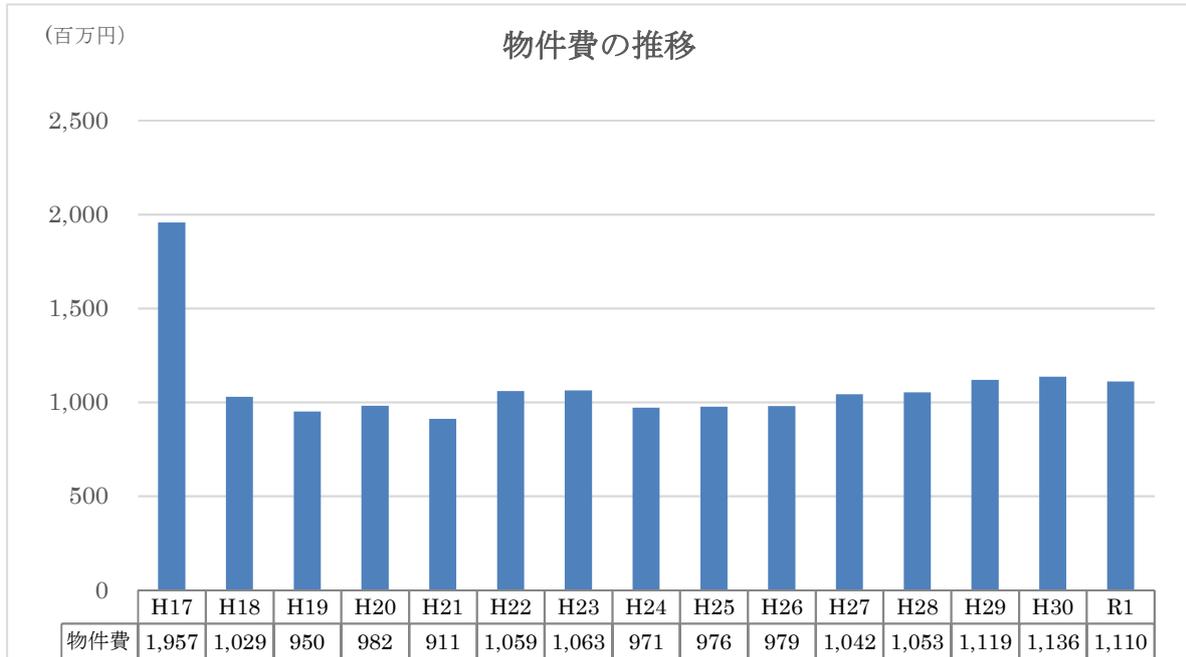
扶助費は、子育て支援や障害福祉等の社会保障に要する経費です。経費の負担は国や道も担っており、必ずしも町の負担だけが増加していくものではありませんが、対象者や対象範囲は年々拡大していく傾向にあります。

毎年増加している状況にあり、歳出に占める割合が高くなっています。平成 18 年度決算は、3 億 8,500 万円で、令和元年度と比較して 3 億 3,400 万円の増となっています。



## 物件費の推移

物件費については、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の需用費、役務費、委託料などの消費的性質の経費であり、平成 18 年度決算で 10 億 2,900 万円となっており、令和元年度と比較して 8,100 万円の増となっています。

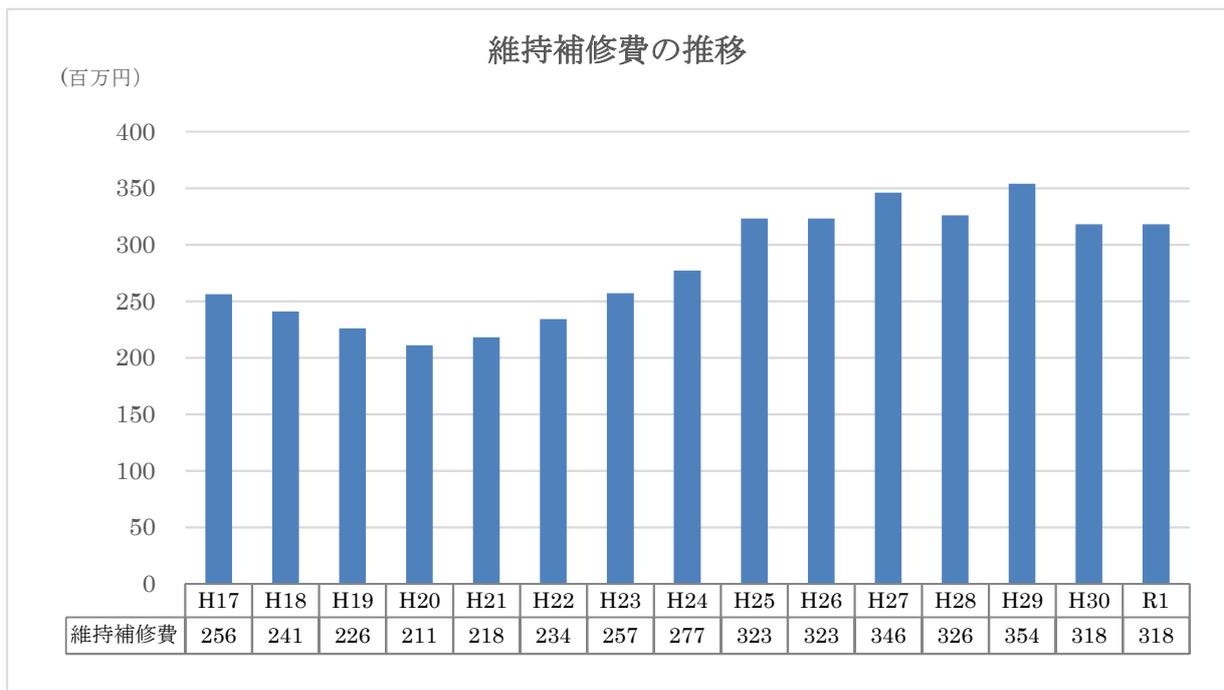


## 維持補修費の推移

町が管理する公共用施設等の維持に要する経費であります。

決算ベースで比較分析すると平成 29 年度をピークに、減少傾向であります。

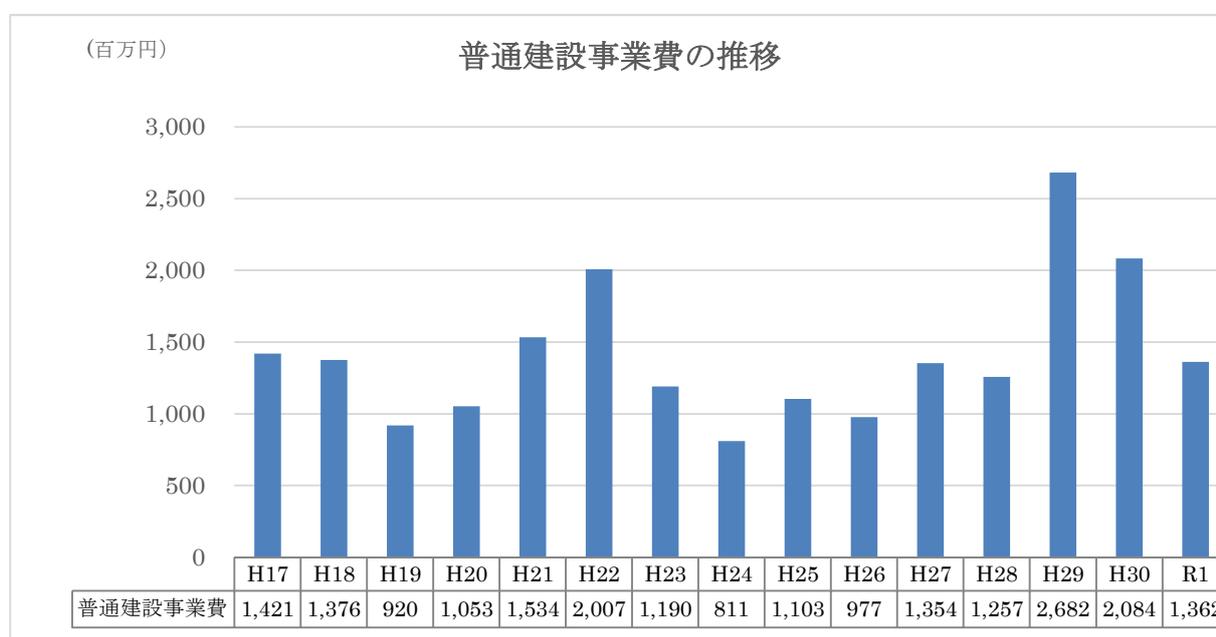
この経費については、一般財源の割合も多い経費であることから令和 2 年度に策定する公共施設個別施設計画に沿って施設の統廃合を進める必要があります。



## 普通建設事業費（投資的経費）の推移

投資的経費の一つで、道路、橋りょう、消防設備、学校等の建設及び改良等に要する経費であり、財源や政策面から事業の実施状況により毎年度増減する変動の激しい経費であります。

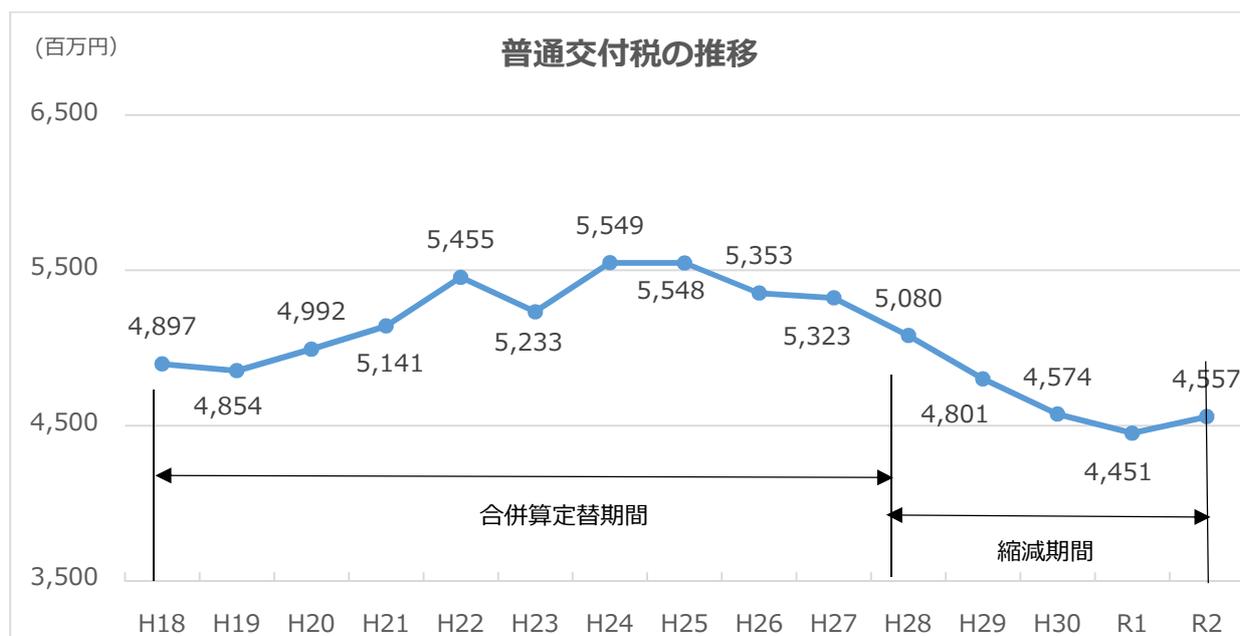
平成 21、22 年度は、国の緊急経済対策による予算を活用し、細やかなインフラ整備事業を実施したことにより前年度より増額となっています。平成 23 年度から 28 年度までは横ばい傾向にありましたが、平成 29 年度は、瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築事業（613,686 千円）、認定こども園建設事業（801,523 千円）、せたな町生涯学習センター整備事業（176,040 千円）を実施したことにより、下記のグラフを見てもわかるとおり大きく伸びている状況となっています。また、それ以降も瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築事業 628,202 千円、本庁舎長寿命化改修事業 202,284 千円、町民プール新築事業 342,870 千円など大型事業が集中したことから、大きく減少していない状況となっています。



## 普通交付税の推移

平成 17 年町村合併した本町の普通交付税は、合併から 10 年間は合併した町村ごとに算定した交付税の総額が交付（合併算定替）されますが、その後 5 年間は毎年決められた縮減率によって段階的に減額（激変緩和措置期間）され、最終的にひとつの町として交付する一本算定に令和 3 年度から完全に移行されます。

また、国勢調査の人口減少や令和 7 年度の合併特例債の発行期限終了により、今後は非常に厳しい財政運営となることが見込まれます。



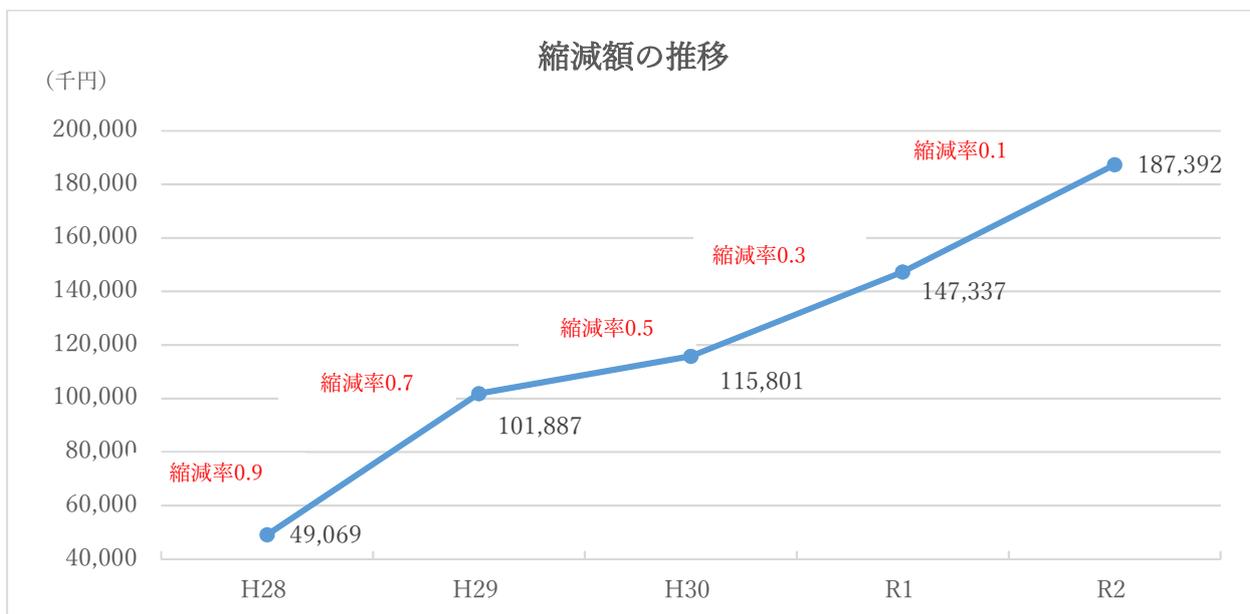
○平成 18 年度～平成 27 年度までの 10 年間の合併特例期間の普通交付税は、特例により旧大成町、旧北檜山町、旧瀬棚町が存在しているものとした算定方法で交付されたことから 50 億円台前半で推移しています。

○激変緩和措置期間の始まる平成 28 年度の普通交付税は、50 億 8,000 万円でありましたが、最終年度の令和 2 年度の普通交付税は 45 億 5,700 万円となっており 5 年間で 5 億 2,300 万円の減少となっています。

## 段階的な縮減額の影響

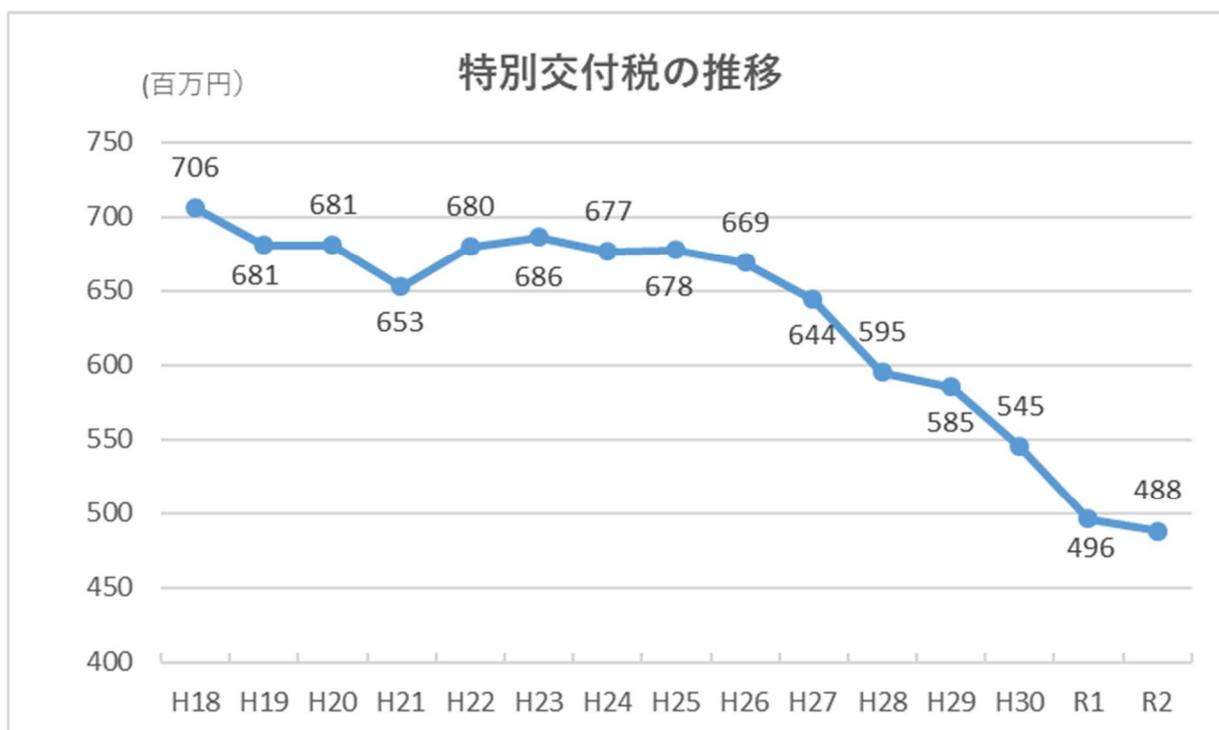
一本算定に切り替わるまでの縮減額については、合併算定替と一本算定による差額額に縮減率を乗じた額が縮減額であります。

平成28年度から令和2年度までの縮減額による影響額は、6億148万6千円となります。



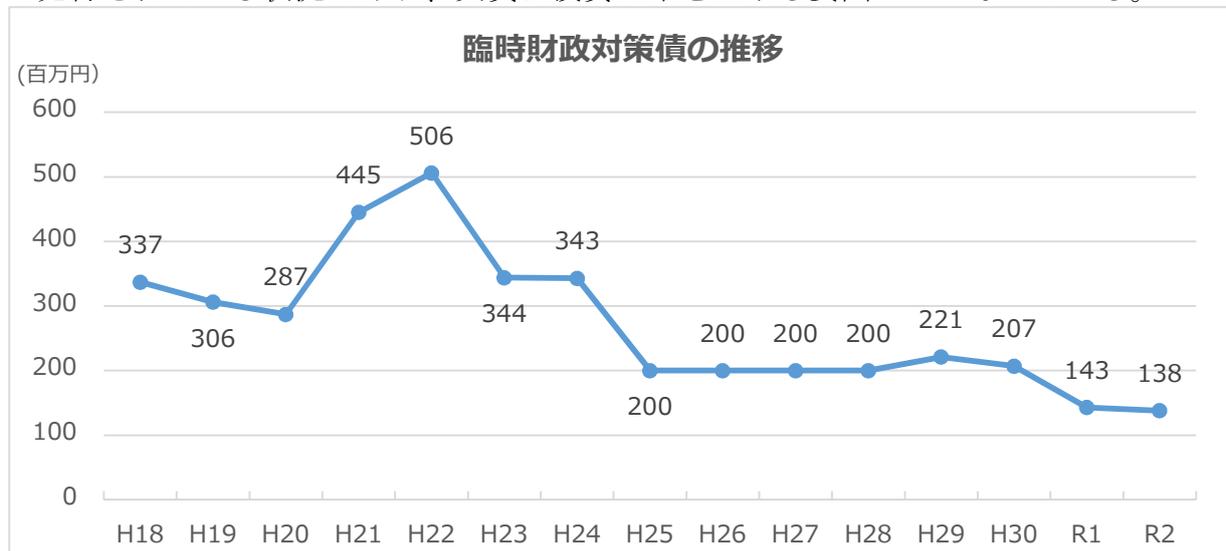
## 特別交付税の推移

通常の財源不足を補う普通交付税に対して、特別交付税は地震や台風など不測の事態に対応するもので、交付税の総額の94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されます。交付額は、特別な需要の増減にもよりますが年々減少傾向にあります。



## 臨時財政対策債の推移

国が普通交付税として自治体に交付してきた額のうち、交付税特別会計の借入金で対応してきた財源不足分について、その半額を赤字地方債に振りかえたもので、通常の地方債と異なり、一般財源となります。後年度において理論上その償還額の全額が交付税に算入されます。平成13年に創設され3カ年の臨時措置とされていたが、現在も継続で発行されている状況であり、実質公債費比率を上げる要因の一つになっている。



### ※地方交付税とは…

全国どこに住んでいても、一定水準のサービスが受けられるよう必要となるお金を国が地方に保障するための制度です。所得税や消費税、酒・たばこにかかわる税金など国が集める税金の一部が交付されるもので、地方のお金が不足する場合に配られる普通交付税と災害が起きた場合の復旧などに必要なお金として配られる特別交付税があります。現在、国が集める税金などに不足が生じて、普通交付税として必要な現金が確保できないため、その足りない分を地方に借金（町債）でまかっています。その町債を臨時財政対策債といいます。本来普通交付税として配られるべきお金の一部が、国の財政事情によって借入金になってしまうわけですから、地方にとっては町債残高が増える要因になっています。

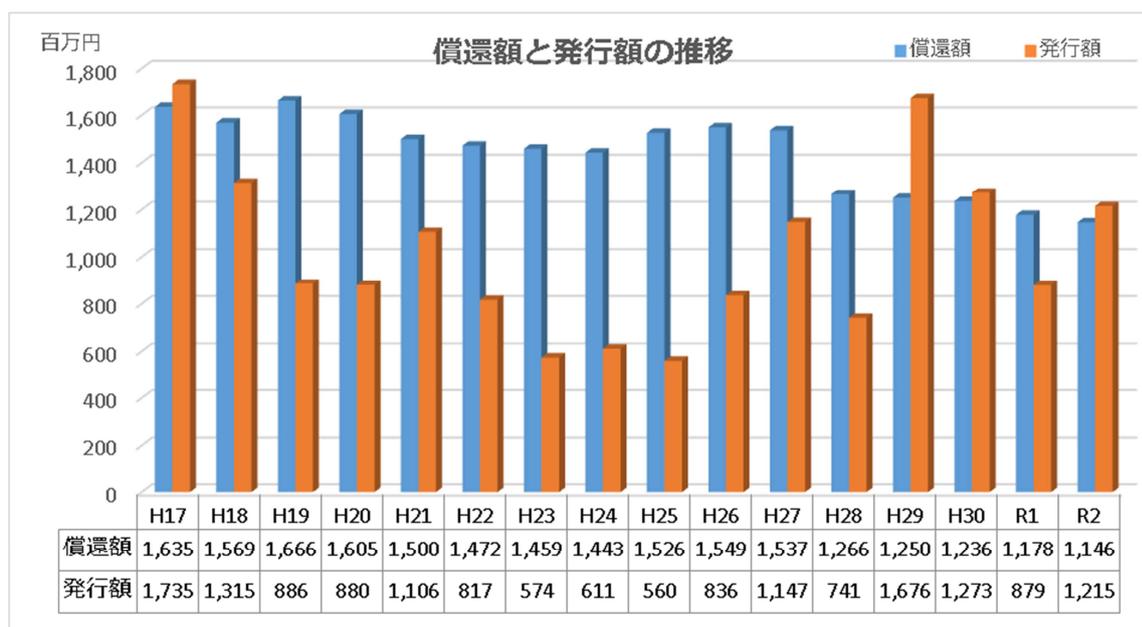
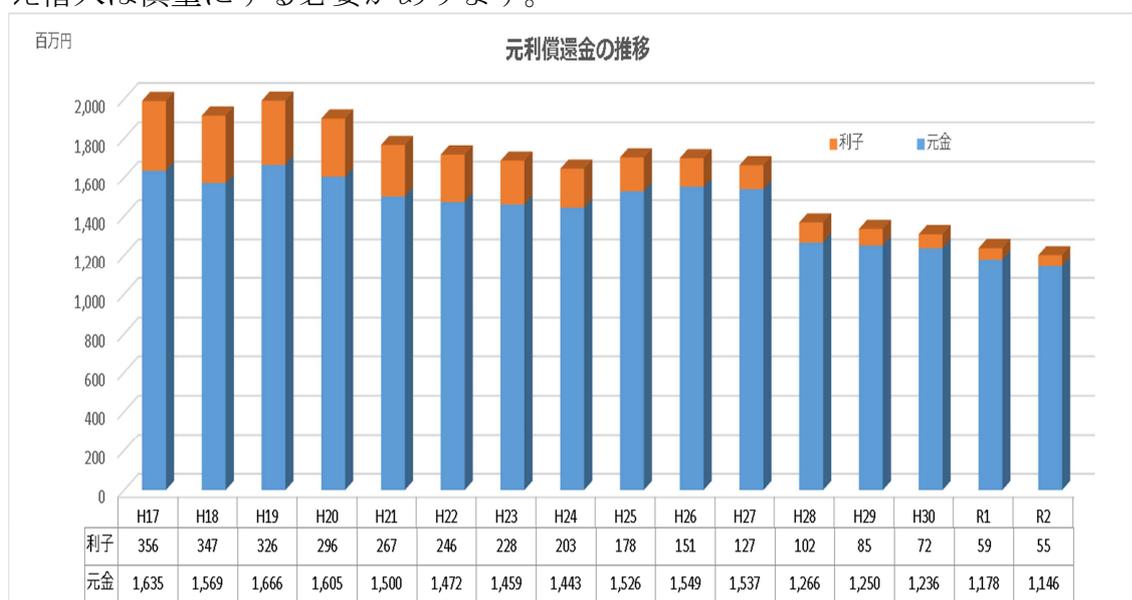
(普通交付税のイメージ)

<b>基準財政需要額</b> (標準的な行政サービスを行う上で必要な支出)		
	<b>財源不足額</b>	
<b>基準財政収入額</b> (標準的な収入)	<b>普通交付税</b>	<b>臨時財政対策債</b>

## 地方債の推移

地方債は、自治体が資金調達のために負担する債務、すなわち「借金」のことです。地方債を発行することで、財政負担の年度間調整を図ることはできますが、後年度に返済のための元利償還金が発生するため、財政負担を増加させる要因となることから地方債の元金償還額とのバランスが重要となります。新規に起債発行額を元金償還額以下に抑制することにより、地方債残高を低減する取り組みを行ってきました。平成 18 年度以降、地方債残高は減少傾向にあります。平成 29 年度は認定こども園建設、30 年度は老人ホーム三杉荘改築、町民プール新築などの大規模な建設事業を実施したことにより地方債残高は横ばい状況となっています。今後においても交付税措置のある有利な起債を中心に借入を実施すると共に、借入と償還額のバランスを図り、地方債残高を抑制しつつ、必要な事業については、適正なタイミングで実施していかなければなりません。

また、公債費については、歳出の状況でも触れたとおり義務的経費となりますので増加することは財政運営の硬直化に繋がり、柔軟な財政運営に悪影響を及ぼすことを踏まえ借入は慎重にする必要があります。



※地方債元金償還額とは地方債の返済の元金分です。

※元金償還額が大きいことは、財政負担が大きいことを表します。

元利償還金は、合併当初平成 17 年度で 19 億 9,100 万円、令和 2 年度末では 12 億 100 万円となりますので、7 億 9,000 万円が減少しています。

地方債残高は、公共施設や道路、河川などの整備に充てた借入金である地方債の残高（町債残高）であります。主に、財務省などの公的資金や銀行等の金融機関から借入れており、返済のための元利償還金が発生します。

合併後は、償還と借入のバランスをとり借金の残高の抑制に努めており、大きく減少していますが、平成 29 年度以降、大規模事業の実施により一時的に、増加していますが、年々、地方債の残高は減少している状況です。

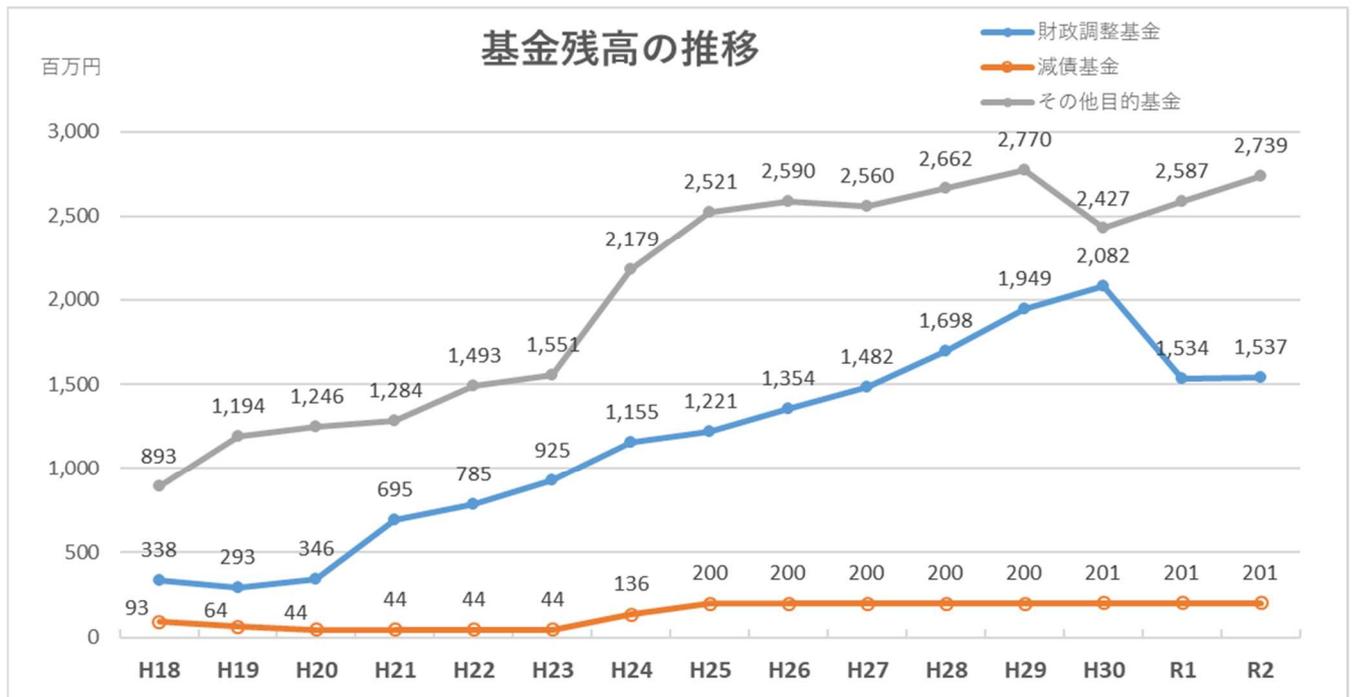
合併当初 159 億 2,800 万円の残高に対して令和 2 年度末の残高見込み 90 億 3,700 万円の差額の 68 億 9,100 万円が改善されていることとなります。



## 基金の推移

基金は、町の「貯金」であります。

基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと特定の目的のために定額の資金を運用するものの2種類があり、本町では14の基金が、それぞれの目的に応じて設置されています。



(注) この表含め、以降のデータの令和2年度は、見込みとなります。

**財政調整基金**は、町税や地方交付税などの歳入は年度によって増減があるため収支が不足する場合に備えるため、決算剰余金などを積み立て財源が不足する年度に活用する基金であります。平成30年度までは基金を取り崩すことなく予算編成してきましたが、地方交付税の減額や病院の繰出金などにより財源を補うために令和元年度6億6,425万5千円、令和2年度1億2,600万円を取り崩すことにより令和2年度末で15億3,700万円の残高見込みとなっています。

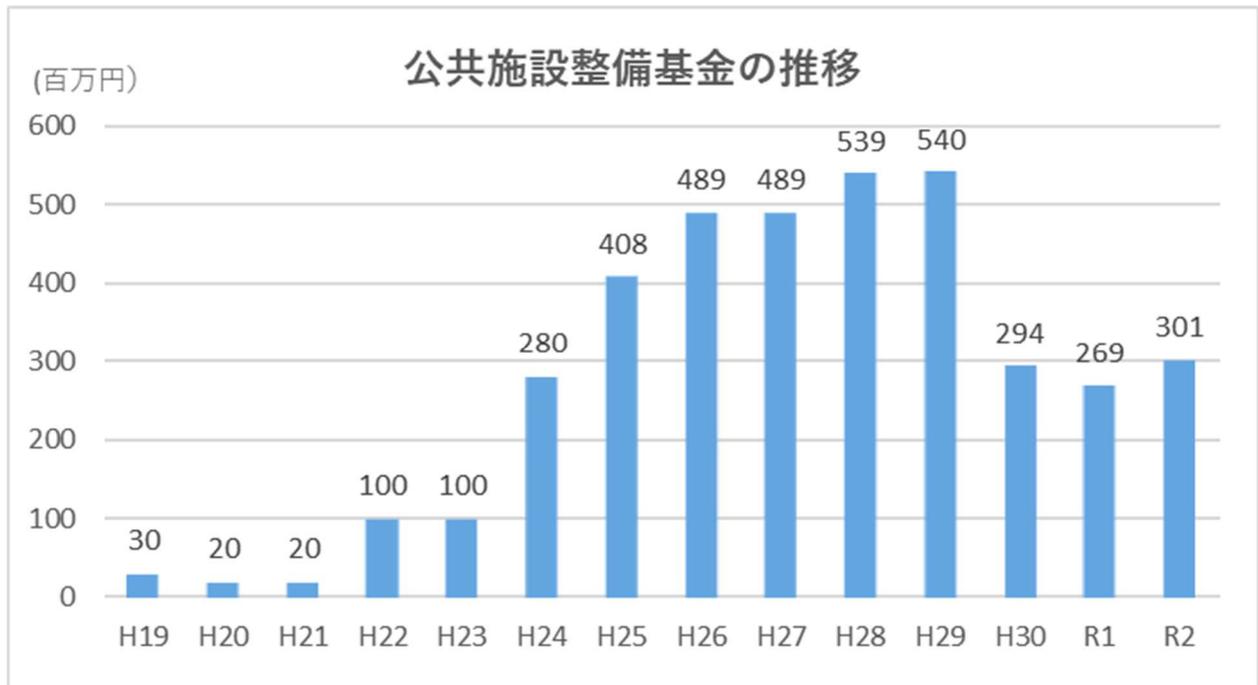
一般的には標準財政規模の10%程度必要とされており、当町に当てはめた場合は、6億円程度となりますが、今後も歳出に対して歳入が不足する見込みであり基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況が予想されますが、最低でも適正とされる基金残高は確保しなければならないものと考えております。

**減債基金**は、町債の償還（借金の返済）の財源として使われます。基金残高は令和2年度末で2億円と横ばいで推移しています。今後、大規模事業を行う場合、町債の償還額が増加することに備え、継続して残高確保はしていかなければなりません。

## 特定目的基金の状況

公共施設整備基金は、公共施設の整備、維持費に活用されています。

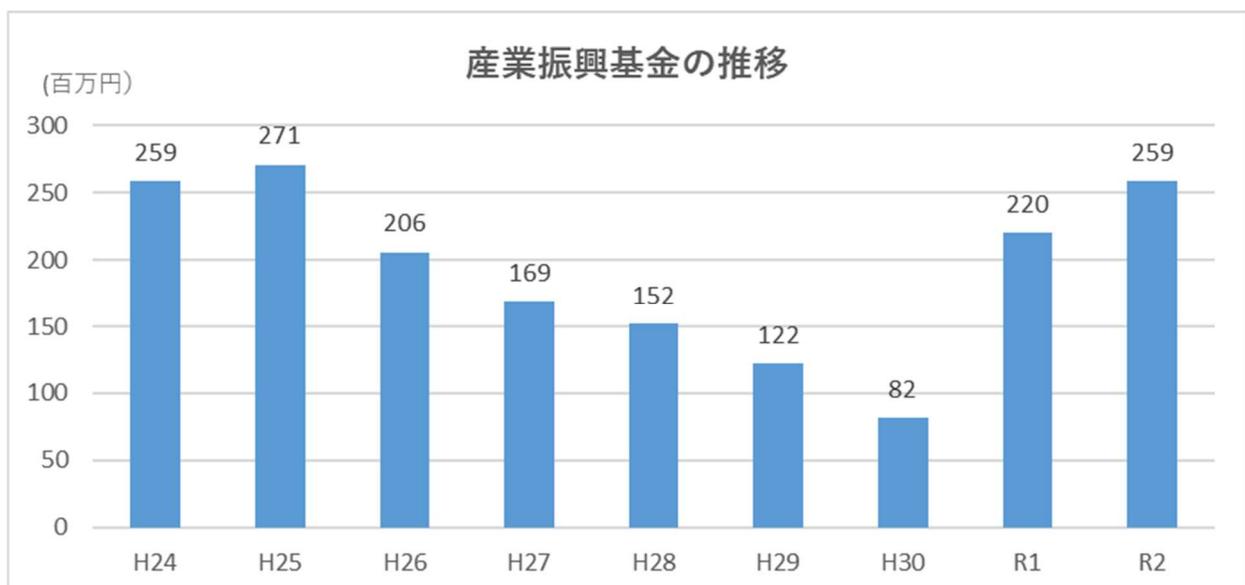
令和2年度末で3億100万円の残高見込みであります。今後、公共施設の老朽化対策や施設整備の更新など取り崩し需要増が想定されますが、現在の基金残高では基金が不足する状況でありますので、基金への積立財源をどう確保することが課題であります。



産業振興基金は、産業の振興事業に活用されています。

平成29年度から令和元年度までの3年間で実施した農業・漁業・商業チャレンジ等支援事業補助金の充当により基金残高が減少したため令和元年度に財政調整基金から2億円財源振替することで令和2年度末の基金残高は、2億5,900万円となる見込みとなっております。

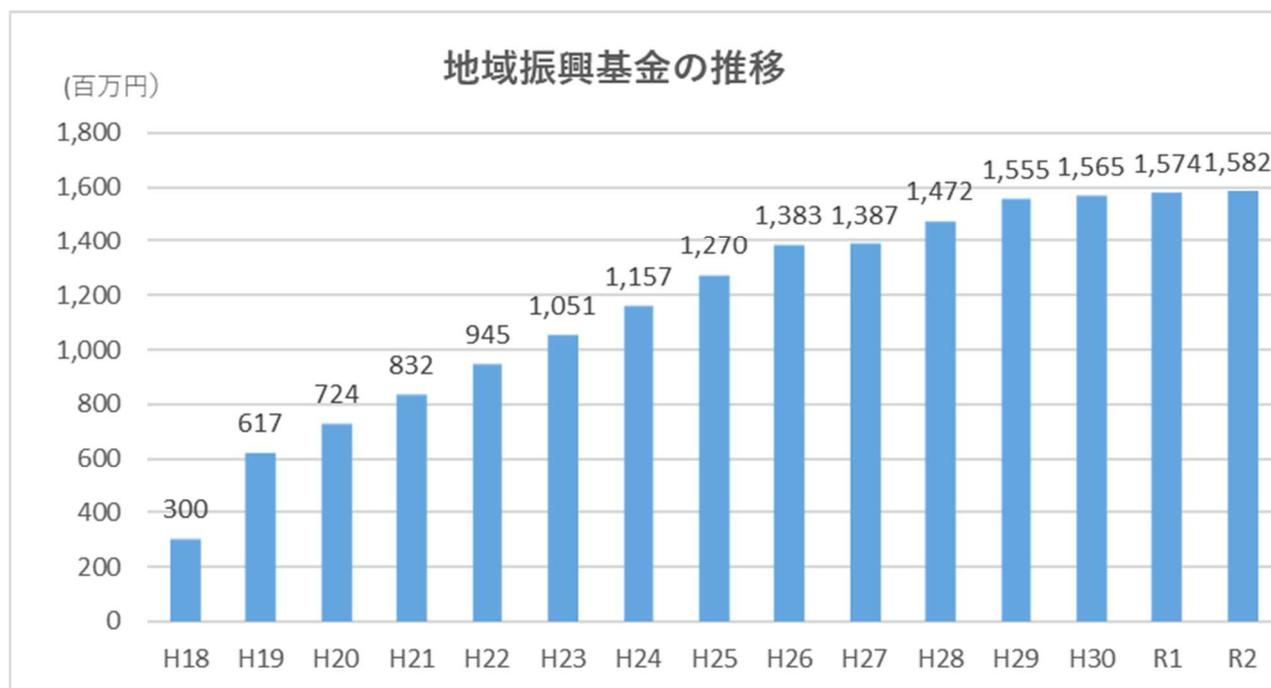
今後は、ふるさと応援寄附金など財源確保の強化に努めていかなければなりません。



**地域振興基金**は、合併後の市町村が地域住民の連帯の強化と地域振興を図る目的で、合併特例債を活用して積み立てた基金であります。

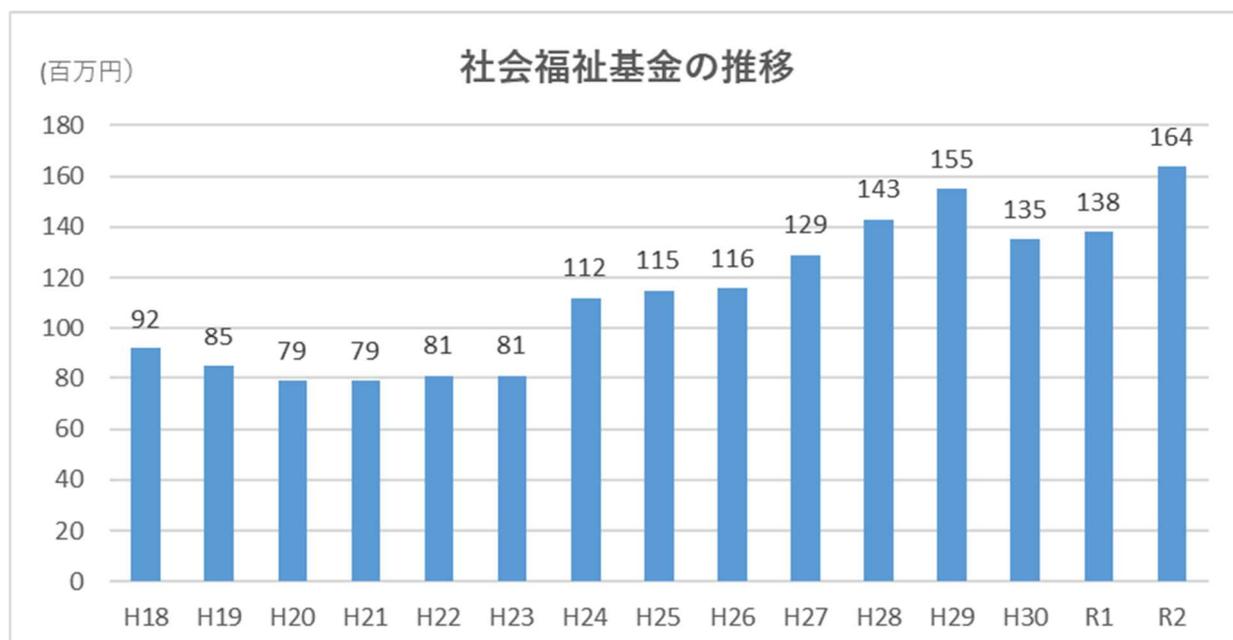
当町の基金積立限度額は、15億円であり平成29年度に積立を完了しています。基金の運用方法としては、基金運用益によるソフト事業への活用と基金元本を取り崩した資金を活用する方法があり、実績として運用益を活用し、平成27年度に合併10周年記念事業へ571万円の充当をはじめ令和元年度までに846万円を活用しております。

令和2年度末残高は、15億8,200万円となる見込みであり今後の活用方法等について検討が必要であります。



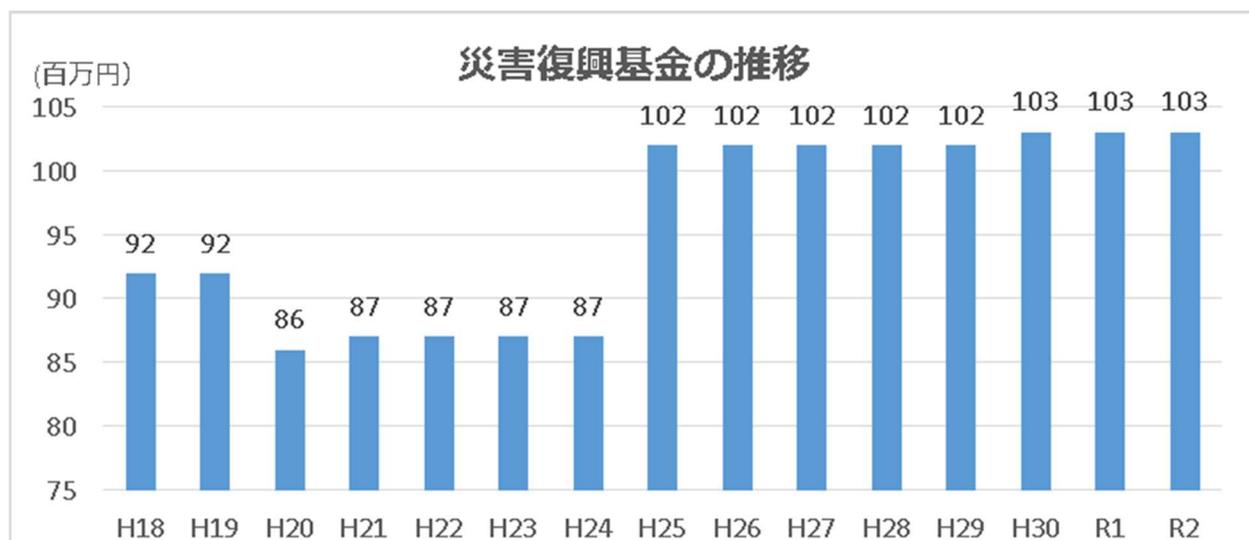
**社会福祉基金**は、社会福祉の振興事業に活用されています。

主に福祉バス運行経費、社会福祉協議会補助金、高齢者・身障者入浴料助成などに充当されており、今後、社会福祉事業費の増加に伴い活用需要が年々増えてくることが予想されます。



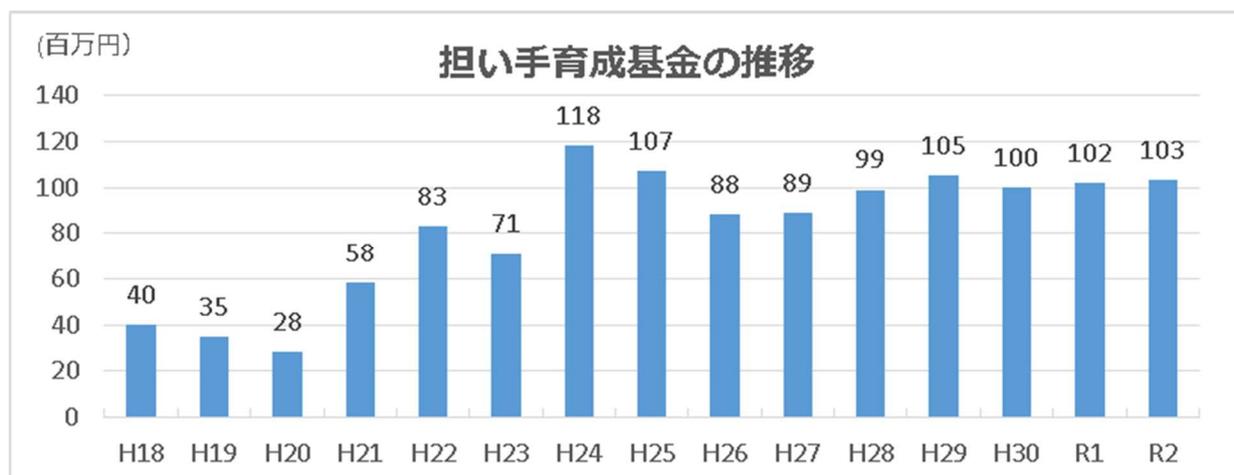
災害復興基金は、災害により被災を受けた者の災害救助及び災害対策に必要な整備並びに非常用救援物資調達に要する事業に活用するための基金となります。

最近の異常気象により大きな災害が発生していることから基金の積み増しする必要性が高まっている基金となります。



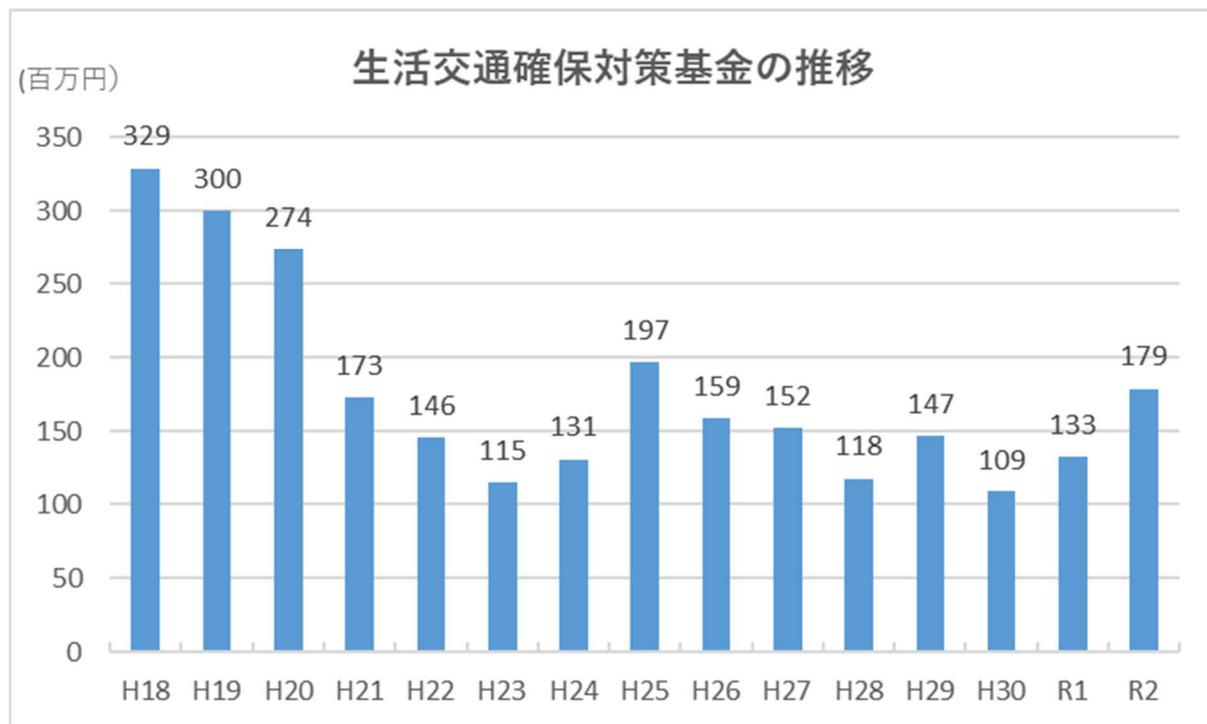
担い手育成基金は、まちづくりのための担い手育成事業に活用されています。

産業担い手育成事業奨励金、新規就農者促進事業、介護人材確保・育成支援事業助成金、介護従事者確保・定住対策事業助成金など人材育成に繋がる事業へ充当されています。

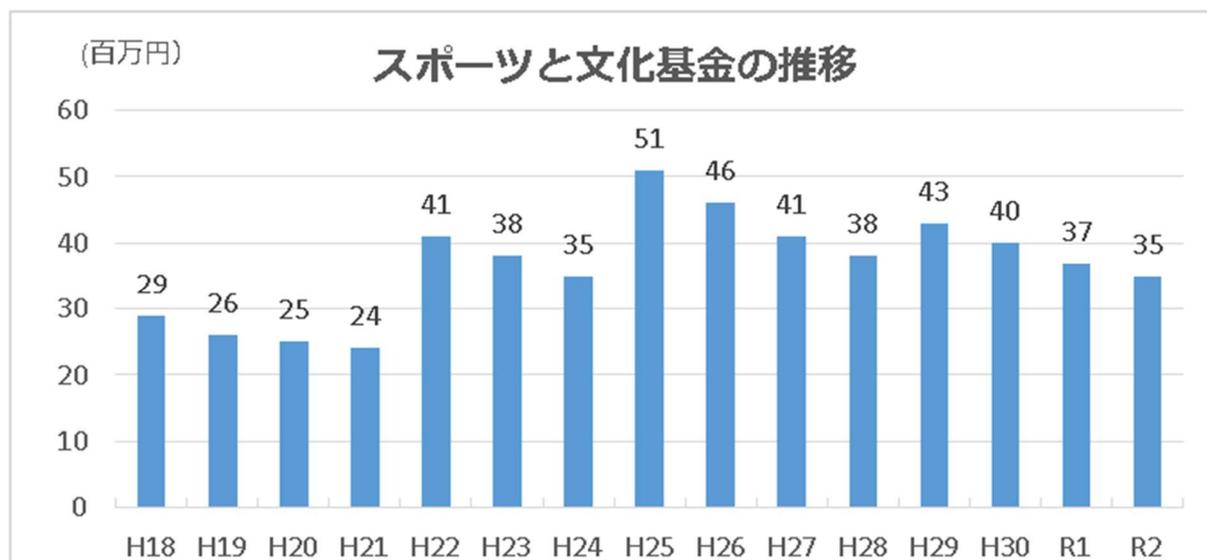


生活交通確保対策基金は、生活交通路線確保対策に必要な事業に使われます。生活交通路線維持費補助金、檜山北高通学定期運賃補助金、デマンドバス運行事業などに充当されています。

「せたな町地域公共交通網形成計画」に基づきデマンドバスの本格運行に向けて取組をしている状況であるため、今後の財源の確保が課題となっています。

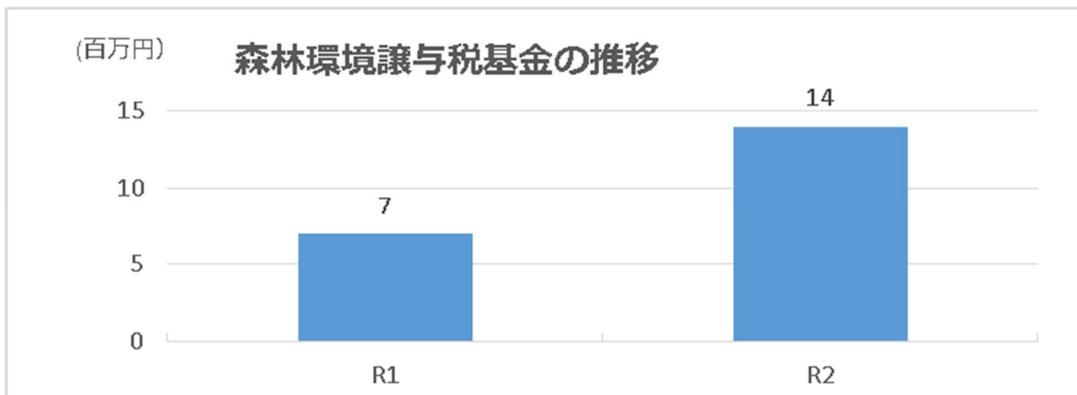


スポーツと文化振興基金は、スポーツと文化の振興を図るために使われます。全道全国大会参加奨励金、スポーツフェスタ補助金などに充当されています。



森林環境譲与税基金は、令和元年度より国から森林環境譲与税が譲与され、森林の間伐や人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費に充てなければならないとされていることから、これを基金に積み立て必要に応じて活用するため創設された基金であります。

森林資源有効活用搬出支援事業、町有林複層林復旧造成事業、森林所有者意向調査事業などに充当されています。



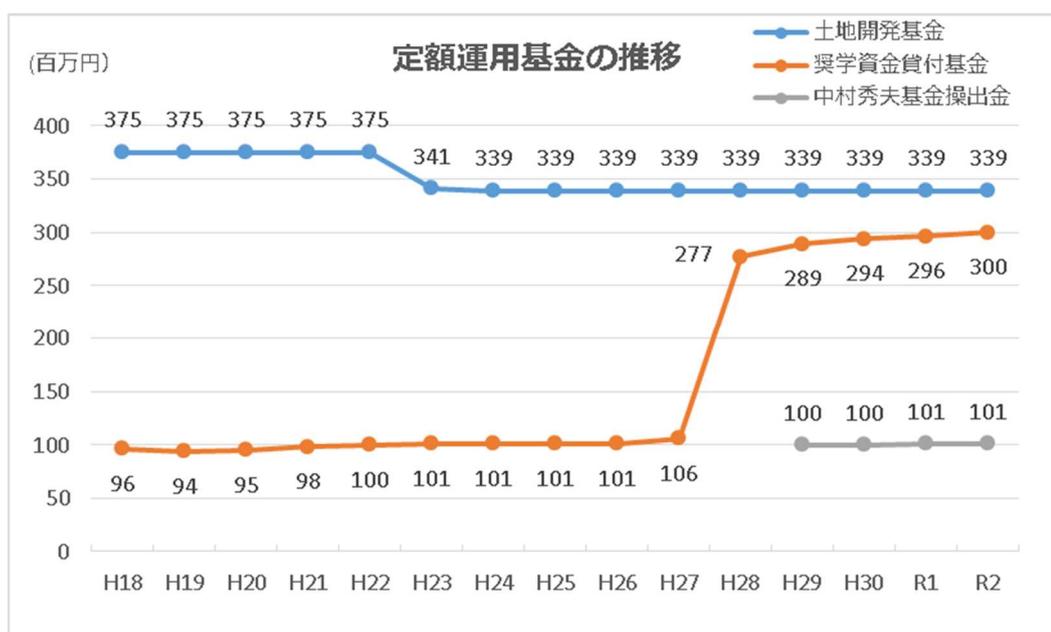
## 定額運用基金の状況

定額運用基金は、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置された基金です。

土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地又は、公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行に資するために創設された基金です。

奨学資金貸付基金は、せたな町奨学資金貸付条例により貸付けする奨学資金に使われます。

中村秀夫基金は、上尾中央医科グループ会長中村秀夫氏から故郷への恩返しと医療職などの人材育成のためにとして受けた1億円の寄附金について、中村会長の意向に沿って医療職を志す方々への奨学資金貸付の原資として基金を創設しています。



## 繰出金の推移

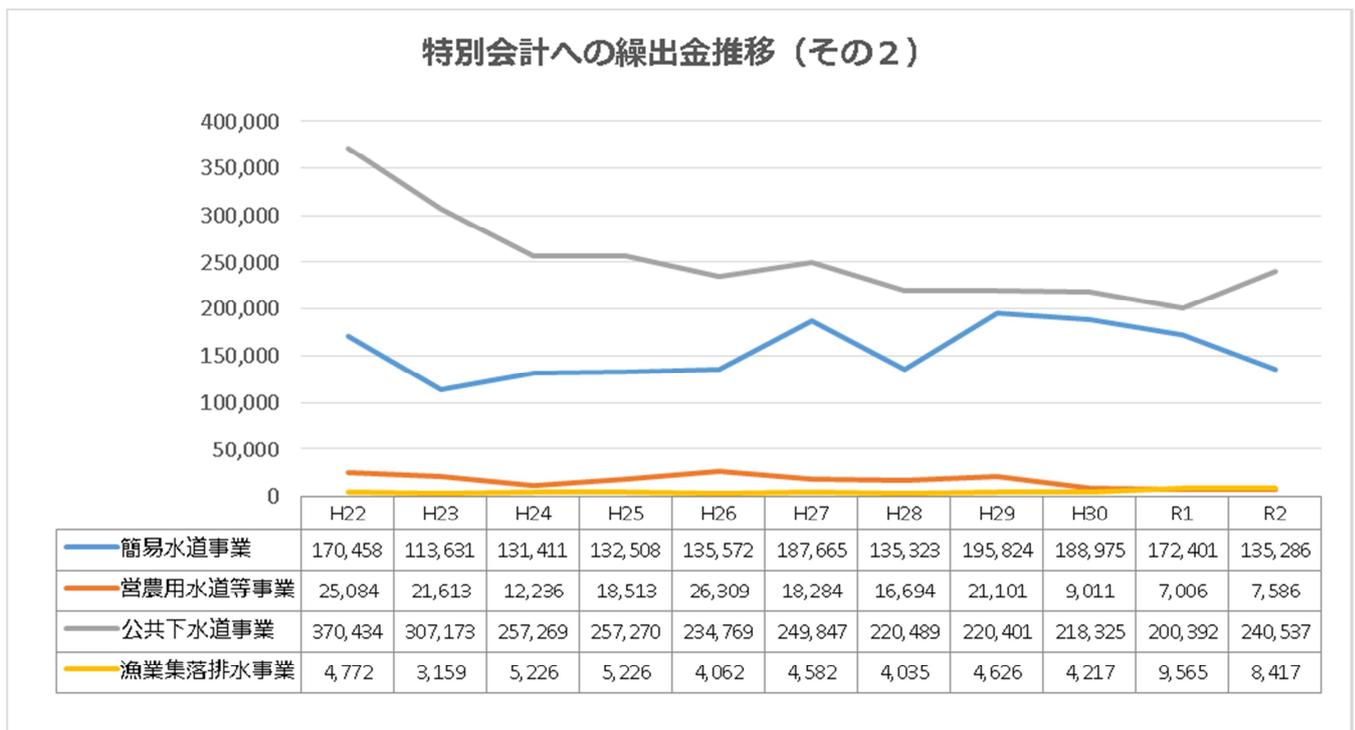
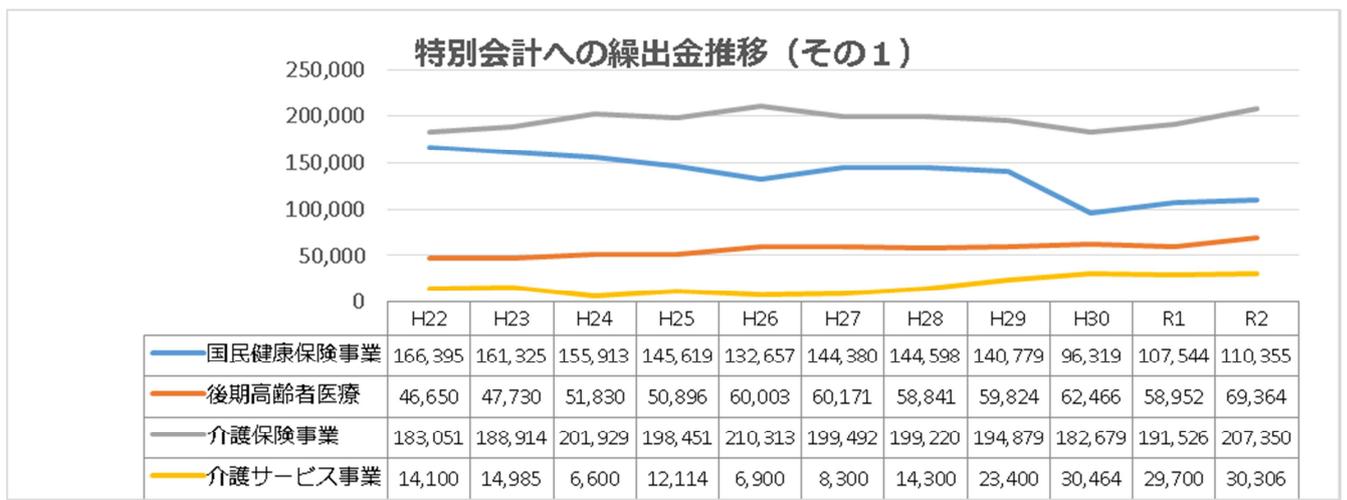
繰出金は、一般会計から特別会計などへ支出する経費です。

一般会計と特別会計は異なる会計ですが、繰出金、繰入金で密接に係わっています。

本町には、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業、営農用水道等事業、公共下水道事業、漁業集落排水事業、風力発電事業の9特別会計と病院事業の企業会計があります。

繰出金については、介護保険、後期高齢者医療保険、などの特別会計に対する繰出金が年々増加傾向にあります。

国民健康保険事業は、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となる広域化となっています。



## 国保病院への繰出について

公立病院は、地方公営企業として運営されることとされており、独立採算を原則とすべきものです。一方、地方公営企業法では、一定の経費については、一般会計等において負担するものとされています。

当該公立病院の提供する医療等のうち一般会計等において費用負担が行われるべきものの範囲についての考え方及び一般会計負担の算定基準（繰出基準）について明らかにする必要があります。

一般会計の繰出金は、救急医療などの不採算性に着目して行われるものであり、地方公営企業等により繰出基準が定められています。

### 一般会計からの繰出基準（改革プランから）

●地方交付税措置分の繰出し

不採算地区病院の運営や、救急医療の確保に必要な経費の一部として、普通交付税及び特別交付税に措置されている額については、全額一般会計から繰出しを行うものとします。

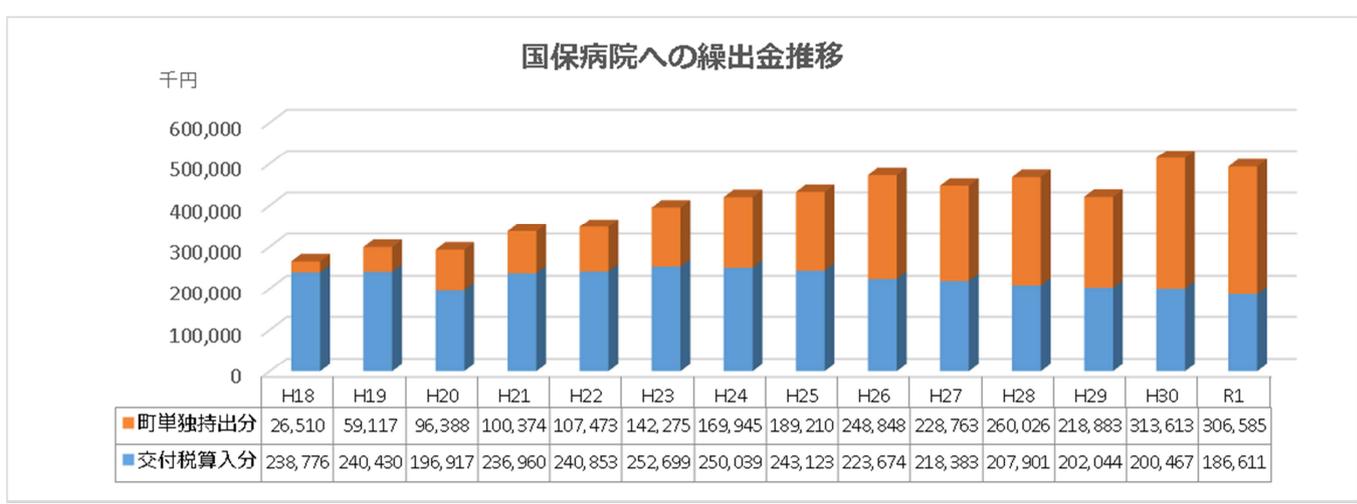
●政策的繰出

①施設整備や医療機器購入等の資本的支出について、補助金や企業債等の特定財源を除いた建設改良費の2分の1を一般会計が負担します。

②通常の経常収支において、地方交付税の繰出しをしても、なお欠損金が生じる場合は、一般会計の可能な範囲において負担します。

町単独持出分につきましては、平成18年度 2,651万円、令和元年度は3億658万5千円と約3億円の持出額の増加となっています。

令和3年度からは普通交付税が一本算定になることから、病院事業へのこれまで以上の繰出は、今後困難になるものと推測されます。



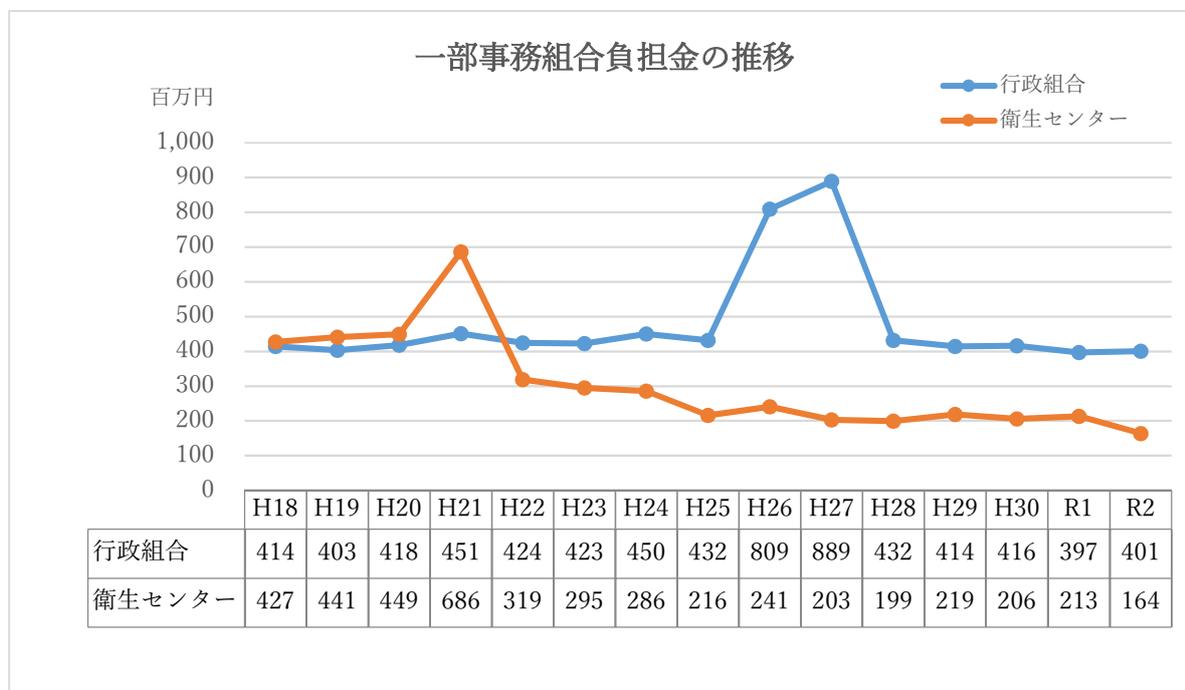
## 一部事務組合負担金について

- 北部桧山衛生センター組合… ゴミ処理業務（構成町：せたな町・今金町）
- 檜山広域行政組合… 消防（構成町：せたな町・今金町・厚沢部町・乙部町・江差町・上ノ国町・奥尻町）

北部桧山衛生センター組合への負担金については、平成 21 年度に第 2 最終処分施設が完了したことによる事業費負担金の増となっています。また、今後については令和 3 年度から第 3 最終処分施設整備の基本設計、実施設計がスタートし、工事着手が令和 5～6 年度の 2 ヶ年度で計画されております。このことから、負担金の増加が見込まれ、一部事務組合についても今まで以上の事務事業の見直しも急務となってきております。

また、焼却施設の老朽化も進行しており、できる限り既存施設の延命措置を行い、経費軽減を模索していかなければならない状況を受け北部桧山衛生センター組合では、焼却施設等の長寿命化計画の策定を進めており、その計画に沿って今後は、施設の長寿命化を図っていくことが求められます。

檜山広域行政組合では、平成 26・27 年度の増については、せたな消防署と瀬棚支署を統合し、新庁舎を建設したことによるものです。



## 経常収支比率の推移

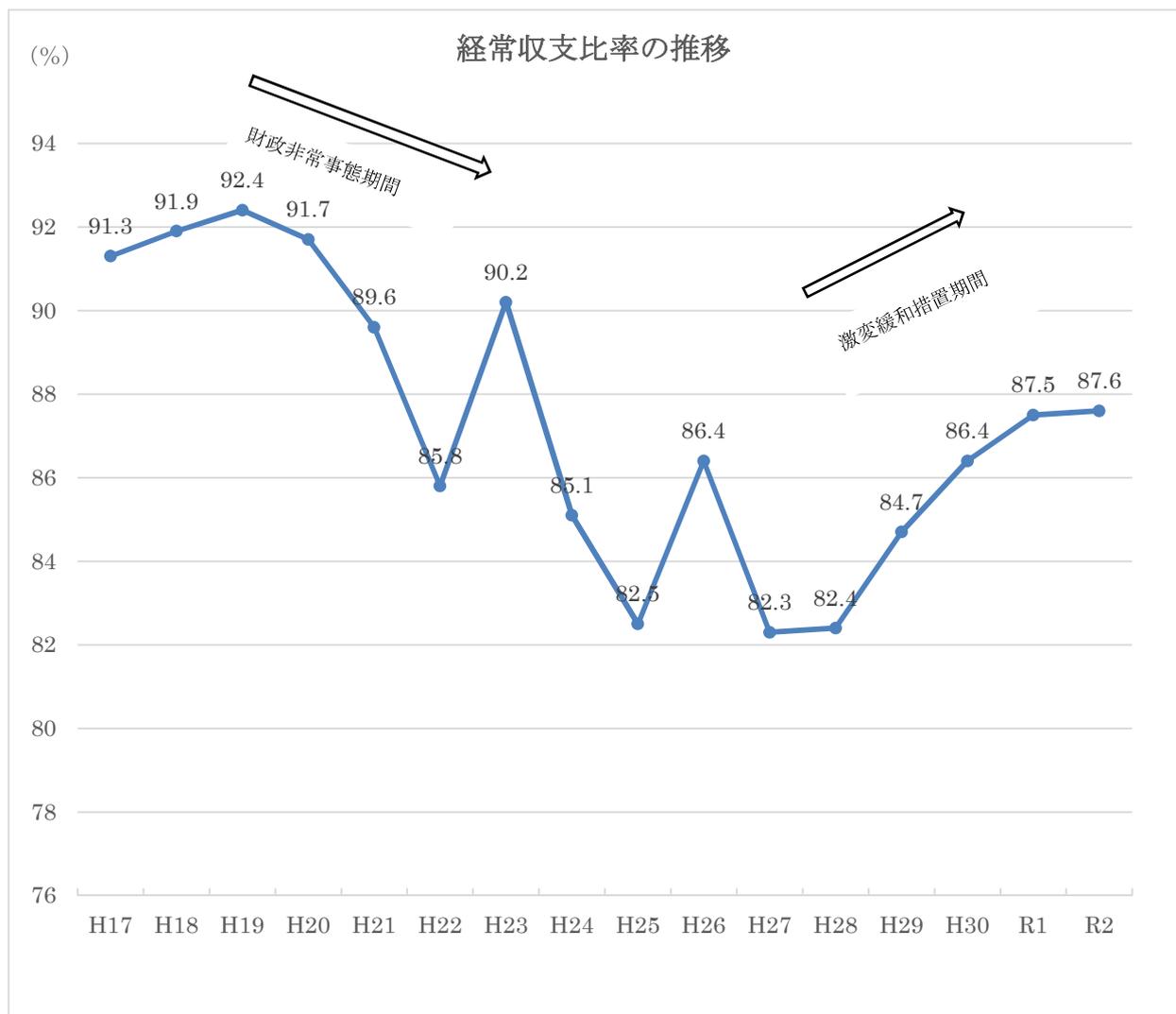
経常収支比率は、財政の弾力性（ゆとり）をみるための指標です。

一般財源とは使い道が決められていない自由に使える収入（町税、普通交付税など）のことですから、毎年経常的に使われる支出（人件費、公債費など主に義務的経費）に対して、経常的に得られる収入がどのくらい使われているかを表すものです。

この割合が低いほど財政にゆとりがあり、柔軟な対応がとれることになります。

この比率は、70%～80%が望ましい数値とされていますが、町村の場合 90%を超えると財政が硬直化していると判断されます。

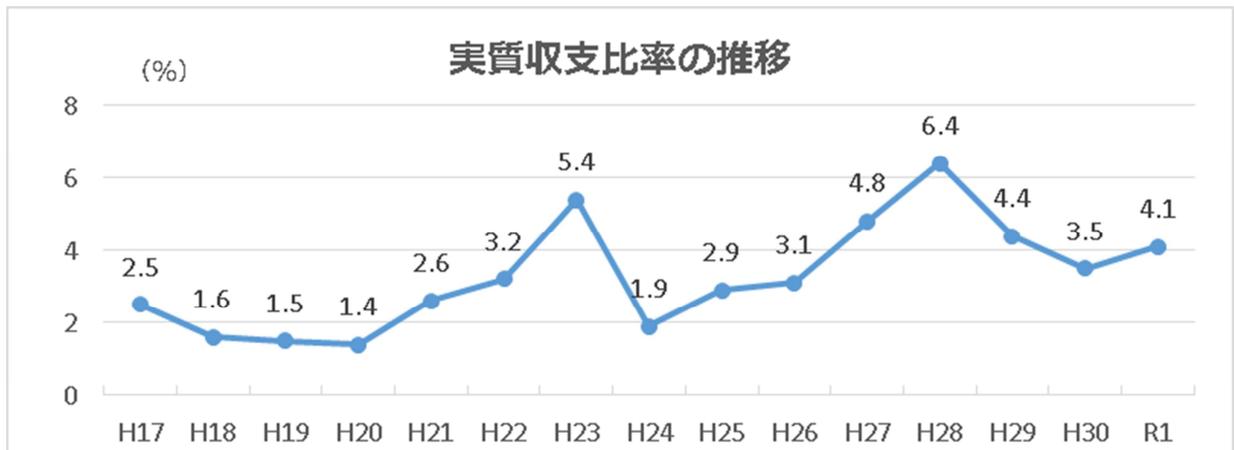
この比率が、普通交付税の縮減期間が始まった平成 28 年度 82.4%から縮減期間終了となる令和 2 年度見込みで 87.6%で上昇傾向で推移しています。このままでは、退職者不補充や事業に見直しなど経常経費の削減はしているものの、会計年度任用職員による人件費や特別会計への繰出金が増えるものと予想され、スピード感を持って各種補助金の見直しと公共施設の統廃合を進めていかなければ経常収支比率の改善は出来ないものと考えています。



## 実質収支比率の推移

実質収支比率は、純粋な収支の妥当性を見るための指標です。  
また、概ね3~5%程度が望ましい数値とされています。

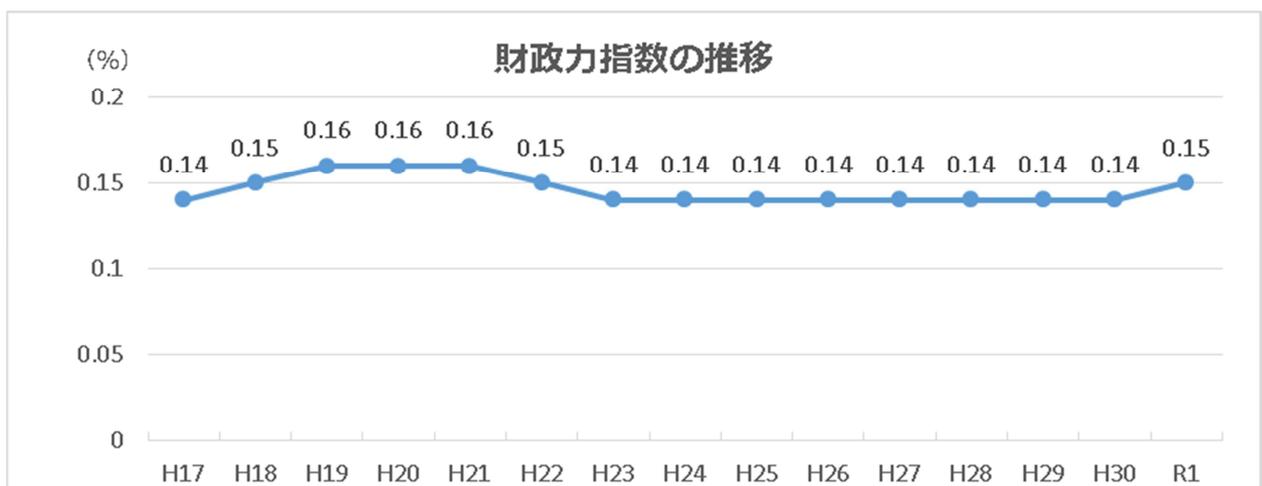
※算式：実質収支額 ÷ 標準財政規模 × 100



## 財政力指数の推移

財政力指数は、財政の体力（ゆとり）を見るための指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の3か年平均値であります。指数が高いほど、財政にゆとりがあることとなります。

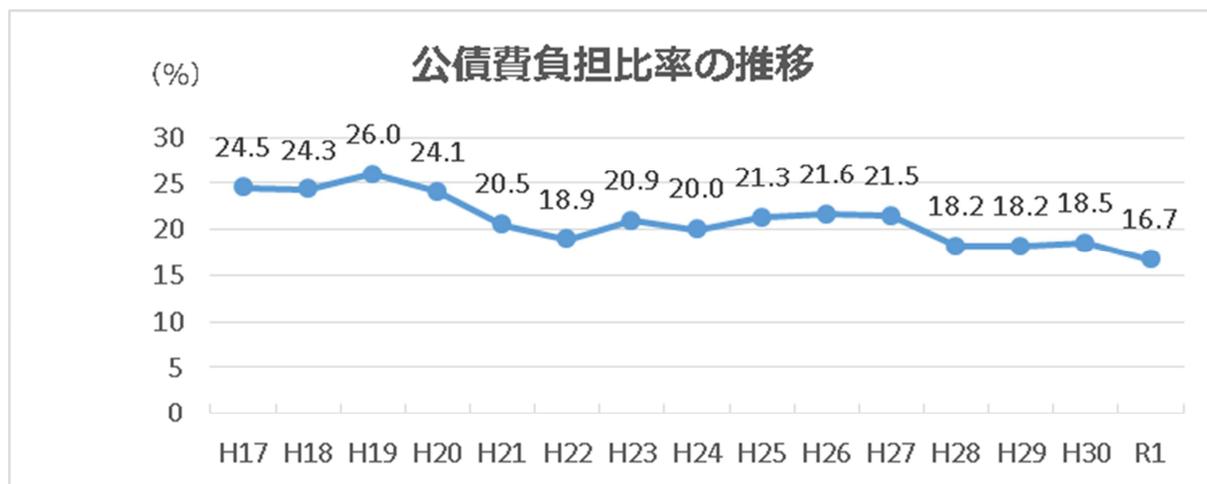
せたな町の財政力指数は、平成23年から平成30年度まで0.14で推移し、令和元年度に0.15と0.01ポイントアップしていますが、いかに地方交付税に依存しているかがわかります。



## 公債費負担比率の推移

公債費負担比率は、財政のゆとりと将来の負担を見るための指標です。

比率が高くなると、ゆとりがなく将来に向けて一定の負担が見込まれる財政状況と言えます。一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。



## 財政健全化判断比率の推移

平成 19 年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が交付され、平成 19 年度決算以降から全ての地方自治体が健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられた。さらに、平成 21 年度にはこの法律が全面施行され、平成 20 年度決算から早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画等の策定が義務付けられることになりました。

健全化判断比率は 財政の健全度がどの程度の水準にあるかを表わすものでございます。財政の健全性として早期健全化基準はイエローカード、財政再生基準はレッドカードといわれるものです。

### ■実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言えます。

せたな町は、実質収支が黒字であることから、実質赤字比率は「－」表示となっています。

### ■連結実質赤字比率

公営企業会計等を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした、実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言えます。

せたな町は、全ての会計において実質赤字が発生していないため連結実質赤字比率は「－」表示となっています。

連結した比率の結果が「－」であっても、その内訳となる個々の赤字について、その規模や性質等を分析した上で、評価や改善を行うことが必要になります。

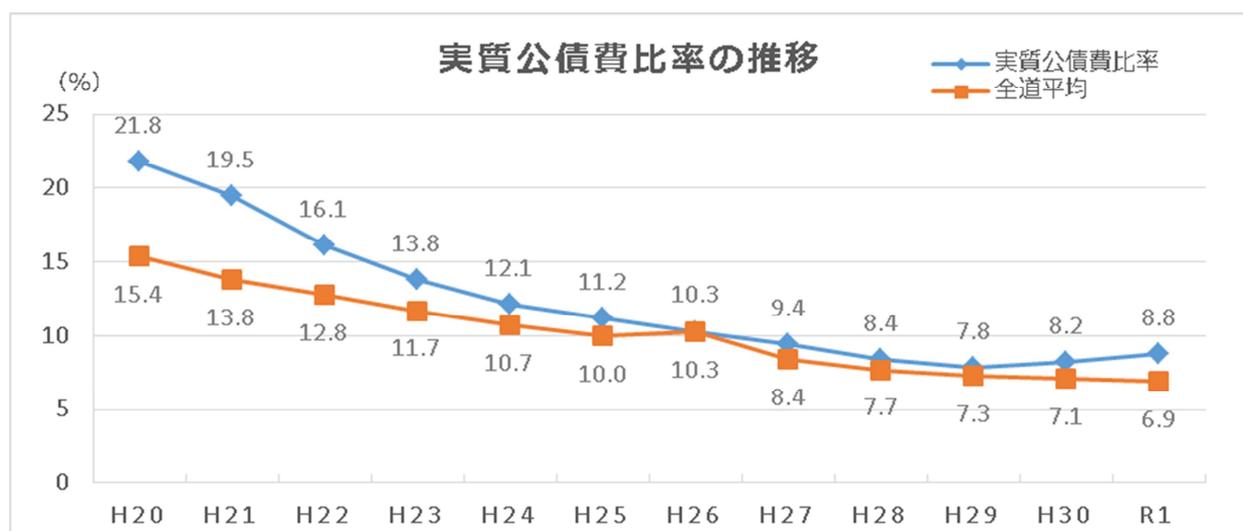
## ■実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（他会計への繰出金や他団体の負担金のうち公債費に充てたものなど元利償還金に準ずるもの）の標準財政規模に対する比率です。地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とも言えます。この比率は、過去3年間の平均値で示されますが18%以上になると地方債の発行に北海道の許可が必要となります。

令和元年度は8.8%で前年度（8.2%）に比べ0.6%増加しております。

この主な要因といたしましては、普通交付税の合併算定替縮減率による減額、普通交付税に算入される地方債の元利償還金に応じた交付額の減額によるものです。

国で定めている早期健全化基準の25%を下回っています。



## ■将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の借入金や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言えます。この比率が、350%を超えると国から早期の健全化を求められることになります。

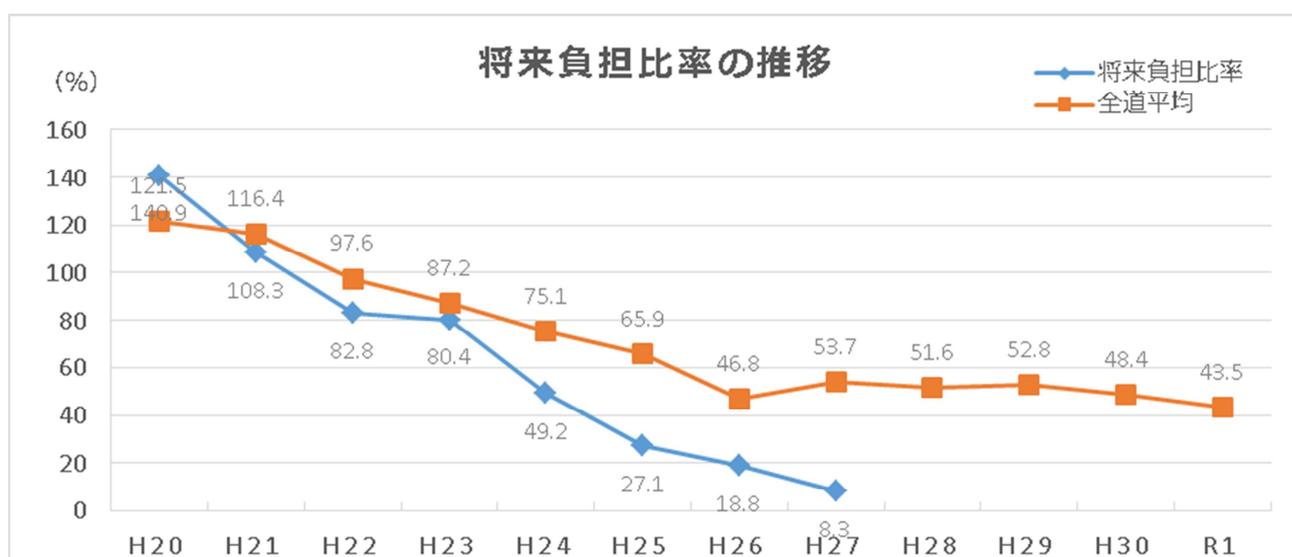
令和元年度は 昨年度に引き続き比率は「－」表示となっております

この主な要因は 将来に負担すべき負債等より負債の財源となる普通交付税や基金などの充当財源が上回っていることであります

4つの指標は、互いに相関関係があります。一時しのぎ的な財政措置を行えば、いずれかの指標の数値に影響を与える仕組みになっています。

例えば、基金を取り崩して赤字を補おうとすると、実質赤字比率（連結実質赤字比率）の数値が悪化は防ぐことができますが、将来負担比率の将来負担額に対する充当可能財源が減少してしまいます。

このようなことを踏まえ、毎年の収支バランスだけでなく長期的な負債を念頭に入れた財政運営が求められています。



## 財政健全化判断比率とは

平成18年6月、夕張市は財政破綻を発表し、翌年に財政再建団体に指定されました。

これを契機に国は、地方自治体の財政の健全度を測るものさしとして従来の指標（実質赤字比率・実質公債費比率）に、新たに2つの指標（連結実質赤字比率・将来負担比率）を加えて「財政健全化判断比率」を設けました。

### ■地方公共団体財政健全化法の概要

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という）が制定されました。

#### 健全化法の目的

健全化法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制定を設け、その比率に応じて、地方公共団体の財政の早期健全化や公営企業の経営健全化を図るための計画策定の制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

つまり、



- ① 地方公共団体の財政の健全度を測るものさし（指標）を設け、そのものさしの数値が適正の範囲内であるかどうかを見極めること。
- ② その数値について監査を受け、議会に報告し、住民に公表することによりチェックできる仕組みを作ること。  
よって、財政破綻を防止するための制度です。

### ■4つの指標

健全化法では、従来からある「実質赤字比率」、「実質公債費比率」に、新たに「連結実質赤字比率」と「将来負担比率」を加え、4つの財政指標により、地方公共団体の財政健全度を測るものです。

とりわけ、「将来負担比率」は、対象となる会計範囲が地方公共団体の会計だけでなく、一部事務組合や地方公社、第三セクターなど外部団体に対する負担も対象としています。

### ■健全度を示す2つの指標

指標は、ある一定の数値を上回るとイエローカード、レッドカードが出される仕組みとなっています。

#### 早期健全化基準（イエローカード）

4つの指標それぞれに基準が定められています。

ひとつでも基準値を超えてしまうと財政健全化計画を策定しなければなりません。計画は議会の議決を必要とし、計画策定後は速やかに公表した上で、国や都道府県に届け出なければなりません。国や都道府県は計画の実施状況をみて必要な勧告ができることとされています。

#### 財政再生基準（レッドカード）

財政状況が著しく悪化したために、自治体が自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況で、国等にも関係してもらいながら計画的に財政の健全化を図るための基準です。将来負担比率以外の3つの指標のうち1つでもこの基準以上となった場合は、財政の再生のための計画を定めなければなりません。

## 歳入歳出の推計

歳入は予算科目別に、歳出は性質別に分類して推計します。

### ■歳入の推計方法

款	項	推計方法
町税	町民税	納税者数等減少傾向であることを勘案し推計
	固定資産税	令和2年度課税額を元に推計（R3、6、9年度評価替についても考慮し推計）
	軽自動車税	保有台数の過去の推移及び人口減少を勘案し推計
	町たばこ税	平成19年度2,100千本、令和元年度1,000千本と概ね半減していることを勘案し推計
	入湯税	流入人口は、減少はしているが、横ばいで推計
地方譲与税	地方揮発油譲与税	令和元年度決算額を基本とし平成28年度から令和3年度の地方財政計画の伸び率を勘案し推計
	自動車重量譲与税	同上
	森林環境譲与税	同上
利子割交付金		同上
配当割交付金		同上
株式等譲渡所得割交付金		同上
法人事業税交付金		令和2年度の国から道への税源移譲により交付されることになっているため、推計値等分析データがないため、令和2年度見込と同額として推計
地方消費税交付金		令和元年度決算額を基本とし平成28年度から令和3年度の地方財政計画の伸び率を勘案し推計
環境性能割交付金		令和元年度 税制改正により自動車取得税が廃止となり交付されることになっているため、推計値等分析データがないため、令和2年度同額で推計
地方特例交付金		令和元年度に環境性能割の導入と共に交付金が創設されているが、これと同時に消費税引上げに伴う需要の平準化のため臨時的に税率の軽減措置が図られている分など勘案し推計
地方交付金	普通交付税	現行制度が継続するものとして推計
	特別交付税	近年の全国的な災害発生状況を勘案し減少傾向で推移すると見込んで推計（平成28年度から令和3年度の伸び率など勘案）
交通安全対策特別交付金		令和元年度決算額を基本とし平成28年度から令和3年度の地方財政計画の伸び率を勘案し推計

款	項	推計方法
分担金及び負担金	負担金	令和元年度決算額を基本に、過去 10 年間の推移や今後の人口減少など勘案し推計
使用料及び手数料	使用料	令和元年度決算額を基本とし、過去 10 年間の推移や今後の人口減少など勘案し推計
	手数料	令和元年度決算額を基本とし、過去 10 年間の推移や今後の人口減少など勘案し推計
国庫支出金	国庫負担金	令和元年度決算額を基本とし過去 10 年間の推移や各年度ごとの補助対象事業に係る歳出額を勘案し推計
	国庫補助金	令和元年度決算額を基本とし過去 10 年間の推移や各年度ごとの補助対象事業に係る歳出額を勘案し推計
	国庫委託金	令和元年度決算額を基本とし過去 10 年間の推移や各年度ごとの補助対象事業に係る歳出額を勘案し推計
道支出金	道負担金	令和元年度決算額を基本とし過去 10 年間の推移や各年度ごとの補助対象事業に係る歳出額を勘案し推計
	道補助金	令和元年度決算額を基本とし過去 10 年間の推移や各年度ごとの補助対象事業に係る歳出額を勘案し推計
	道委託金	令和元年度決算額を基本とし過去 10 年間の推移や各年度ごとの補助対象事業に係る歳出額を勘案し推計
財産収入	財産運用収入	令和元年度決算額を基本とし過去 10 年間の推移を勘案し推計
	財産売払収入	令和元年度決算額を基本とし過去 10 年間の推移を勘案し推計
寄附金		令和元年度決算額を基本とし過去 10 年間の推移を勘案し推計
繰入金	基金繰入金	積立基金の残高がある場合で「赤字収支」のとき、原則、積立基金残高から充当し収支の均衡を保つ
	特別会計繰入金	令和 3 年度予算額を推計額として固定し推移（過去 10 年間の推移を勘案して判断）
繰越金		計画では、収支の均衡を図るため前年度繰越金はなし
諸収入		令和元年度決算額を基本とし過去 10 年間の推移を勘案し推計
町債		過疎計画等、各種計画に登載されている事業を勘案し推計

■歳出の推計方法

性質	推計方法
人件費	・定員適正化計画に基づく定年退職者、新規採用職員、再任用職員数の増減等を推計 ・会計年度任用職員の推計（各施設の推計）
物件費	令和元年度決算額を基本とし、年3%の削減に各種サーバやシステムの更新経費を勘案し推計
維持補修費	令和元年度決算額を基本とし、平成28年度から令和元年度の推移を勘案し推計
扶助費	令和元年度決算額を基本とし、平成28年度から令和元年度の推移を勘案し推計
補助費等	令和元年度決算額を基本とし、平成28年度から令和元年度の推移を勘案しながら病院建設事業の予定を反映し推計
災害復旧事業費	令和2年度発生の過年度災害を令和3年度に反映し、以降は無し。
普通建設事業費	令和元年度決算額を基本とし、過疎計画等にて実施予定の事業を反映し推計
公債費	令和元年度決算額を基本とし、臨時財政対策債は令和3年度予定額で固定し、その他の起債は普通建設事業費にて予定した事業による発行予定分を既往債に加えて推計
積立金	利子積立分及びふるさと納税分は令和元年度決算で固定し推計
投資及び出資金	出資金は病院事業の普通建設事業費に応じて推計
貸付金	令和元年度決算額で固定し推計
繰出金	令和元年度決算額を基本とし、各会計の医療費や普通建設事業等の変動を反映し推計

せたな町財政計画 収支推計

【歳入】

単位：百万円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
町税	763	735	717	741	718	700	679	663	649	638
町民税	288	283	282	282	278	277	275	273	271	271
固定資産税	396	376	362	388	371	357	340	329	319	311
軽自動車税	25	24	23	23	23	22	22	21	21	20
町たばこ税	52	50	48	46	44	42	40	38	36	34
入湯税	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
地方譲与税	93	96	96	100	100	100	100	100	100	100
地方揮発油譲与税	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
自動車重量譲与税	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
森林環境譲与税	15	18	18	22	22	22	22	22	22	22
地方交付税	4,482	4,528	4,555	4,478	4,386	4,068	4,051	4,005	4,030	4,080
普通交付税	3,982	4,028	4,055	3,978	3,931	3,613	3,596	3,550	3,575	3,625
特別交付税	500	500	500	500	455	455	455	455	455	455
使用料・手数料	170	172	167	163	158	154	147	144	139	136
使用料	141	145	140	136	131	127	120	117	112	109
手数料	29	27	27	27	27	27	27	27	27	27
国・道支出金	863	747	714	706	703	685	723	702	696	697
国庫支出金	512	397	367	359	347	341	378	356	350	347
道支出金	351	350	347	347	356	344	345	346	346	350
<b>繰入金</b>	<b>426</b>	<b>343</b>	<b>346</b>	<b>338</b>	<b>308</b>	<b>627</b>	<b>648</b>	<b>388</b>	<b>333</b>	<b>387</b>
基金繰入金	423	340	343	335	305	624	645	385	330	384
特別会計繰入金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
町債	835	653	780	737	547	504	569	564	521	475
臨時財政対策債	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380
その他の町債	455	273	400	357	167	124	189	184	141	95
その他の収入	602	586	580	574	570	539	535	530	526	521
利子割交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
配当割交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
法人事業税交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地方消費税交付金	172	172	172	172	172	149	149	149	149	149
環境性能割交付金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
地方特例交付金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
分担金										
負担金	138	143	143	142	142	138	138	138	138	138
財産収入	73	60	58	56	55	54	53	51	50	48
寄附金	169	166	162	159	156	153	150	147	144	141
繰越金	3									
諸収入	32	30	30	30	30	30	30	30	30	30
歳入合計	8,234	7,860	7,955	7,837	7,490	7,377	7,452	7,096	6,994	7,034

(重要) 赤の欄の繰入金については、貯金を取り崩しての予算編成となり、単年度の赤字部分となりますので、経費削減の目標額となります。

(赤字額 = 削減目標額)

【歳出】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	1,586	1,474	1,477	1,476	1,481	1,473	1,456	1,414	1,389	1,368
委員等報酬	65	67	68	66	76	66	68	67	69	66
職員給与	1,141	1,036	1,043	1,050	1,050	1,057	1,043	1,007	986	972
会計年度給与（フル）	204	194	191	187	184	181	178	175	171	168
会計年度給与（パート）	176	177	175	173	171	169	167	165	163	162
物件費	997	971	943	982	929	886	963	812	789	854
維持補修費	306	303	300	297	294	291	288	285	282	279
扶助費	648	654	661	667	674	681	688	694	701	708
補助費等	1,258	1,303	1,463	1,435	1,380	1,380	1,271	1,275	1,228	1,236
消防	382	430	445	421	420	424	418	427	383	395
衛生センター	165	164	312	310	159	157	156	154	152	151
病院	318	322	325	328	431	435	338	341	345	348
その他	393	387	381	376	370	364	359	353	348	342
公債費	1,154	1,152	1,180	1,133	1,067	1,102	1,095	1,001	1,001	980
元金	1,101	1,107	1,139	1,095	1,030	1,068	1,063	971	974	955
利子	53	45	41	38	37	34	32	30	27	25
繰出金	1,044	1,038	1,031	999	965	949	929	904	887	878
投資的経費	1,108	852	788	740	595	512	662	608	579	555
補助	483	260	223	201	181	171	243	210	201	196
単独	570	542	515	489	364	341	419	398	378	359
直轄	50	50	50	50	50	0	0	0	0	0
災害	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の歳出	133	113	112	108	105	103	100	103	138	176
積立金	108	106	104	102	100	98	96	94	92	90
出資金	21	6	7	5	4	4	3	8	45	85
貸付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
予備費	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	8,234	7,860	7,955	7,837	7,490	7,377	7,452	7,096	6,994	7,034

歳入歳出差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越財源										
実質収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【基金】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
財政調整基金	1,341	1,191	1,053	921	791	671	551	431	311	191
減債基金	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201
その他特目基金	2,620	2,536	2,435	2,334	2,259	1,853	1,424	1,253	1,135	961
基金残高合計	4,162	3,928	3,689	3,456	3,251	2,725	2,176	1,885	1,647	1,353

おわりに…

現在の本町の財政は、家計で言えば、支出が収入を上回り、貯金を取り崩しながら生活している状況にあります。基金に頼らない、収入と支出が均衡した財政状況が望ましいと考えています。

そのためには、一本算定による地方交付税の影響により「どの程度（規模）であれば、現行の行政サービスを継続していけるのか。」真剣に考え、本町の「身の丈」を正確にとらえることが、将来の世代に過度の負担を先送りしない持続可能な財政運営を進めるためには、歳入確保と歳出削減の両面から幅広い見直しが求められています。

本計画は、令和3年度の予算を基本に推計しているため、現行の地方財政制度や現時点での社会情勢を前提として策定していますので、今後において推計よりも財政状況が悪化する可能性も十分に考えられることから必要に応じて見直しも柔軟に行うことにしている。

これまで以上に、全職員が最大の効果を上げるためには最少の経費で知恵を出し合い、危機感を持って、この計画を推進していかなければならないものと考えております。

